

愛川町情報化推進計画

< 計画期間 >
平成 18 年度 ~ 平成 22 年度



神奈川県愛川町

目次

はじめに	1
第1章 推進計画策定の目的	2
1 推進計画策定の趣旨	2
2 情報化の動向・進展	3
(1) インターネットの進展	3
(2) 携帯電話の普及と携帯でのインターネット利用の発展	3
(3) 企業の取り組み	3
(4) ユビキタスネットワークの効果	3
3 国・県の動向	4
(1) 国・県の動き	4
(2) 国から見た電子自治体推進状況	5
4 愛川町の状況	6
5 町民における情報化の現状	8
(1) パソコン・携帯電話の保有状況	8
(2) インターネットの利用状況・利用環境	8
(3) インターネットへの期待	8
(4) 電子自治体への期待	8
(5) 町の情報化への意見	9
第2章 推進計画の基本方針	10
1 目標と方向性	10
(1) 電子自治体推進の目的	10
(2) 情報化推進計画の位置付け	10
(3) 計画期間	10
(4) 計画の見直し	10
(5) 推進体制について	10
2 推進のための取り組み	11
(1) 便利な暮らし - 『ひかり』 -	11
(2) 安全で安心な暮らし - 『みどり』 -	11
(3) 生きがいのある暮らし 『ゆとり』	12
(4) 豊かな暮らし - 『ふるさと愛川』 -	12
第3章 施策の内容	13
1 ネットワークを活用した行政の高度化	13
(1) 行政事務の改革と簡素化	13

(2) 内部業務の統合化	14
(3) 財政の効率的な運用	15
(4) 電子政府プロジェクトへの対応	15
2 高度・多様化する住民ニーズへの対応	16
(1) 住民と協働の自治	16
(2) 住民サービスの電子化	17
3 情報化基盤整備	18
(1) 地域における情報基盤整備	18
(2) 人材の育成	18
(3) 庁内における情報基盤整備	19
第4章 電子自治体構築に向けた今後の課題	21
1 行政内部事務効率化の推進	21
(1) 電子決裁の導入	21
(2) 情報公開機能の充実	21
2 住民基本台帳カードの多目的利用	22
3 電子申告システム導入の検討	22
4 統合型GISの導入	23
5 マルチペイメントネットワークの導入	23
6 議会中継（映像）システムの研究	24
7 共同アウトソーシングの活用	24
第5章 情報化を推進する上での留意事項	26
1 セキュリティ対策	26
2 個人情報の保護	26
3 情報リテラシー・情報モラルの向上	27
(1) 情報リテラシー（情報対応能力）の向上	27
(2) 情報モラルの向上	27
4 情報格差・環境への配慮	28
(1) 情報格差（デジタルデバイド）への対応	28
(2) 地域における情報格差	28
(3) 環境への配慮	29
参考資料	30
「情報化に関する町民アンケート」集計結果	30
愛川町情報化推進委員会要綱	45
推進計画策定経過	47
用語解説	48

はじめに

近年の我が国のIT(情報技術)化は目覚しく、平成16年末においては国民の62.3%がインターネットを利用しているという国の統計結果が示され、本町のアンケート調査によると、52.2%の町民がインターネットを利用しているなど、町民にも着実に情報化が浸透してきています。地方自治体においても、こうしたIT化の進展に伴う住民ニーズの変化に応えるために、今やITの活用は重要な方策となっています。

本町では、町民の要望に的確に応えるべく、町のIT化の基本的な計画となる「愛川町情報化推進計画」を平成13年に策定いたしました。この計画に基づき、平成17年度までの計画期間中に住民基本台帳ネットワーク、総合行政ネットワークなど地域及び行政情報基盤の整備を進め、ホームページによる情報提供の拡充や電子メールの活用などの施策を実施し、町民サービスの向上を図るとともに、セキュリティの確保やプライバシー保護にも努めてまいりました。

このたび、計画期間終了に伴い、住民皆様のご意見を参考にIT化の更なる進展などを踏まえた見直しを行い、住民サービスの向上及び行政における業務効率の推進を体系的に進めるために「愛川町情報化推進計画」を新たに策定いたしました。

本計画は、情報化に向けた愛川町の基本的な考え方を示すとともに、電子自治体としての基盤を整備し、ITを活用して行政や地域への参画促進や住民サービスの向上を一層進めていくための具体的施策についてまとめたものです。実施するにあたっては、事業の進捗状況や国・県の動向、技術の進展等を勘案しながら、適宜見直しをしつつ取り組んでまいります。

平成18年3月

愛川町長 山田 登美夫

第1章 推進計画策定の目的

1 推進計画策定の趣旨

インターネットに代表される情報通信ネットワーク網やパソコン・携帯電話などの情報機器の目覚ましい進歩と普及は、情報の伝達や交流を制約していた時間と距離という壁を取り除き、飛躍的に拡大しています。

こうした情報化の進展は、私たちの日常生活はもちろん、社会や産業構造にも深く影響を及ぼしており、今や社会基盤の根幹をなすものとなり、現代において、情報は社会生活に欠くことのできない社会資源として、人々が快適な生活を送るための重要な要素であります。

行政分野においては、町民の行政サービス向上に対する要請もますます高度化、多様化する一方、行政改革や地方分権が強く求められています。本町においても、情報化社会の進展に伴った社会状況の変化に適切に対応していくことが求められています。

本計画は、「第4次愛川町総合計画 - ゆめ愛川2010 - 」の理念を踏まえ、本町の情報化施策の基本的な方向を示すことを目的とします。

具体的施策については、本計画の方針に従い、その都度の最善の技術や手法を取り入れながら進めていきます。



地方公共団体を取り巻く高度情報社会のイメージ図

2 情報化の動向・進展

(1) インターネットの進展

平成16年末時点、国内インターネット利用人口は、7,948万人で国民の62.3%（人口普及率）がインターネットに接続しています。平成12年末に比べ利用人口は約3200万人、人口普及率は25.2ポイントの増加となり、併せてインターネット利用世帯に占めるブロードバンド利用世帯は62.0%にもなります。ブロードバンド化などのインフラの整備が予想を上回る早さで進展し、我が国においては世界で最も低廉かつ高速なブロードバンド環境が実現しています。

国民生活において、インターネットは幅広い分野での情報収集に利用され、日常生活には欠かせないメディアに成長しています。購買行動におけるネットショッピングの浸透等、生活スタイルにおける変化も見出せるところです。

(2) 携帯電話の普及と携帯でのインターネット利用の発展

携帯電話の契約件数は8,700万件で、引き続き増加傾向にありますが、伸び率は鈍化しています。携帯インターネットの契約件数は、7,515万件で携帯電話契約数に占める割合は86.4%になっています。携帯電話の高機能化が進み、カメラ、音楽プレイヤー、テレビ受信などの様々なアプリケーション機能が搭載されている機種も増え、モバイル化が進展しています。

連絡手段が従来の固定電話から携帯電話へ、手紙・はがきから電子メールへ変化しています。

(3) 企業の取り組み

企業のインターネット利用率は98.1%で、ほとんどの企業でインターネットが利用されています。企業の電子タグ、非接触ICカードなどの利用が大きく進展して、今後社会に普及するとの認識が持たれています。

企業間取引や消費者向け取引でもインターネットを活用した電子商取引が拡大し、今後は携帯電話向けを予定・検討している企業が多くあります。インターネットを利用した新ビジネスがこの数年で急拡大しており、インターネット広告は平成16年にラジオ広告を上回っています。

一方、企業における情報システムの導入については、特に開発、設計、アフターサービス業務で高い伸びを示し、導入目的を「コスト削減・業務効率化」とする割合が減少する一方、「売上拡大・高付加価値化」とする企業が増加しています。

(4) ユビキタスネットワークの効果

情報通信白書によると、国民がユビキタスネットワークの効果として「暮らしの安心・安全が高まる」、「暮らしが一層便利になる」、「災害発生時の対応が迅速になる」など安心・安全に関する事項に期待しており、ICT（情報通信技術）利用状況では、情報収集、ショッピング、コミュニケーション、金融取引の分野での進展がありました。医療、

行政、教育の分野ではあまり進んでいないとの認識であるという報告がされています。一方、平成16年に情報セキュリティに関する被害を受けた人は、86.5%となり、迷惑メールやウイルスが社会問題化し、安全なICT利用が求められています。

生活の安心・安全や利便性などが高まる反面、プライバシーやセキュリティ等の面で新たな課題が発生する可能性があり、慎重な情報化社会の構築が必要です。

【出典】平成17年度版情報通信白書（総務省）より

3 国・県の動向

(1) 国・県の動き

平成13年1月に、IT戦略本部において「平成17年までに世界最先端のIT国家となる」という目標を掲げ「e-Japan戦略」が策定されました。重点政策としてのIT基盤整備が目標年を前にして達成されるなど、ネットワークインフラの整備は急速に進展しました。しかしながら、その実利用率が低く、必ずしも有効に活用されていない面があったことから、平成15年7月に利活用に重点を置いた「e-Japan戦略」が策定され、「医療、食、生活、中小企業金融、知、就業・労働、行政サービス」の7分野において、利活用の先導的な取組みが推進されました。

平成16年6月には、「平成18年以降も世界最先端でありつづける」上での布石を打つ重点計画として「e-Japan重点計画 2004」が策定されました。さらに、平成17年2月には、「IT政策パッケージ 2005」が策定され、行政サービス、医療、教育など国民の身近な分野を中心として取組みをさらに強化するとともに、ITがもたらす問題点の克服に取り組むこととしています。

総務省においては、平成16年12月、「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」により、シームレスなユビキタスネットワークの整備、社会的課題解決型のICT利活用高度化、安心・安全にICTを利用できるようにする利用環境整備から成る三つの柱として、2010年に実現する新たな社会の姿を「u-Japan政策」として取りまとめました。

また、平成17年8月に発表した「平成18年度ICT政策大綱」の中で、ユビキタスネットワーク整備、ICT利活用の高度化、利用環境整備、国際戦略、技術戦略を早急に着手する政策としています。

神奈川県は、平成17年4月に「平成17年度行政情報化推進事業」を策定し、行政サービスの向上、開かれた県政の実現、行政事務の高度化及び効率化、行政情報化推進基盤の整備を目標に定め、行政サービスを主体とした電子化、行政事務を主体とした電子化、電子県庁の実現に向けた基盤整備を掲げて情報化に取り組んでいます。

(2) 国から見た電子自治体推進状況

ア 庁内LAN、1人1台パソコンの整備

3,085団体(97.3%)で庁内LANを整備済み。1団体当たり471.6台のPC設置(平成16年4月1日時点)。本町では、平成14年3月に整備済み。

イ 総合行政ネットワーク(LGWAN)の整備

平成15年度末までに全ての地方公共団体において環境整備。

ウ 住民基本台帳ネットワークシステムの整備

平成14年8月5日からネットワーク稼働。平成15年8月25日から希望者に住民基本台帳カード(ICカード)の交付開始。

エ 公的個人認証(JPKI)サービスの運用

平成16年1月29日からサービス開始。電子証明書発行件数87,165件(平成17年5月末時点)

オ 汎用受付システム(電子申請)の共同運用

全47都道府県のうち、14団体が開始済み、平成17年度末までに23団体が開始予定(平成17年4月1日現在)。本町では、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会に参加し17年7月から稼働。

カ 情報セキュリティ・個人情報保護対策

市区町村の97.9%において個人情報保護条例を制定済み(平成17年4月1日時点)。本町では、平成11年3月に制定済み。

市区町村の92.5%において情報セキュリティポリシーを策定済み(平成17年4月1日時点)。本町では、平成15年9月に制定済み。

都道府県の36.2%、市町村の11.8%がセキュリティ監査を実施済み。(平成17年4月1日時点)

【出典】総務省：電子自治体のシステム構築に関する今後の展開について

4 愛川町の状況

愛川町における電算処理は、台帳事務を中心とした業務の効率化を目的に昭和46年に初めて導入しました。その後、昭和58年から汎用電子計算機を導入し、住民記録、町税をはじめとする各種処理システムの運用を開始しました。

平成8年度に「電算化推進検討委員会」を設置し、今後の電算処理の方向性についての答申を受け、平成11年からはクライアントサーバシステムに移行し、現在まで運用しています。

平成13年3月には「愛川町情報化推進計画」を策定し、行政サービスの向上や地域課題の解決に向けて、地域情報化と行政情報化に取り組んでまいりました。

パソコンの導入については、平成14年から順次全庁LANを整備・構築するとともに、事務職員に対し1人1台化を図り、事務の効率化を進めました。

インターネット関連では、平成10年に町のホームページを開設し、町の情報発信への活用を図るとともに、平成13年からホームページを通じて幅広い意見や問い合わせを受付ける「わたしの提案」の開始、平成14年から図書館蔵書管理システム、例規データベースシステム、議会議事録検索システムを稼働し、平成16年からスポーツ施設予約システム（厚木市の開発により、清川村と愛川町の3市町村共同利用）、平成17年には電子申請・届出システムを開始し、住民サービスを拡充してまいりました。

情報拠点の整備としては、平成15年から誰もが自由に操作できるパソコンを公民館に設置し、町民にインターネットを利用できる環境を提供しています。また、平成16年のスポーツ施設予約システム稼働により、スポーツ施設にタッチパネル式の街頭端末を設置しています。

電子自治体の基盤整備については、役場本庁舎と出張所、公民館、体育施設、美化プラント、衛生プラント、保育園の間をネットワークで接続し、庁内情報ネットワークシステム（グループウェア）と公文書総合管理システムの活用により事務の合理化及び情報の共有化を図っています。

愛川町情報化の歩み（主な業務システム）

- S 46 コンピュータ導入 大量反復作業の効率化
- S 58 汎用コンピュータ導入 住民記録などのオンライン化
- H 6 財務会計システム導入
- H 8 電算化推進検討委員会設置
- H 10 ホームページ開設
新システム（クライアントサーバシステム）への移行開始
（庁内LAN、出先機関3か所をデジタル回線接続）
- H 11 総合行政情報システムに移行完了
（住民情報・財務会計・税務情報・福祉情報・保健衛生・教育・内部情報など）
- H 13 申告受付システム稼働
愛川町情報化推進計画策定
愛川町情報化推進委員会設置
- H 14 図書館蔵書管理システム導入
庁内LAN整備、1人1台パソコン整備
庁内情報ネットワークシステム（グループウェア）・公文書総合管理システム導入
例規データベースシステム導入
各部署にITリーダー設置
住基ネット1次稼働（住民基本台帳ネットワークの整備）
議会会議録検索システム導入
- H 15 ホームページリニューアル
例規・議会会議録検索システム公開
申請用紙のダウンロード開始
住基ネット2次稼働（公的個人認証（JPKI）サービスの運用開始）
セキュリティポリシー策定
総合行政ネットワーク（LGWAN）接続
- H 16 スポーツ施設予約システム稼働（厚木市・清川村共同利用）
- H 17 総合行政ネットワーク認証局設置
電子申請・届出システム稼働（神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会）
電子入札システム一部稼働

本町では庁内LANなどの情報通信基盤の整備やホームページのコンテンツの拡大が進み、それに伴い行政サービスの向上や業務の効率化に努めてきました。しかし、電子決裁や個人認証など電子自治体推進に向けた各種システムの整備拡充はまだ残されており、高度情報化に対応できる人材の育成や町民や企業等との情報交流も進めていかなければなりません。そのためには、国や県の動向を注視しながら取り組みを進める必要があります。

5 町民における情報化の現状

情報化推進計画作成にあたり、町民の情報化に関する意識と実態把握のため、平成17年8月に本町居住者1,000人を対象にアンケート調査を実施し、351人から有効回答を得ました。(回答率35.1%)

住民が今後期待する電子自治体や、情報化が進み不安に思う事などを把握し、町の情報化の取り組みの現状を踏まえて、いま何が課題になっているかを分析しました。

(1) パソコン・携帯電話の保有状況

パソコンの個人使用率は、45.9%、世帯当りの普及率は、73.2%という結果になり、世帯へのパソコンの普及は着実に進んでいます。

携帯電話の個人使用率は、71.8%、世帯当りの保有率は、84.0%という結果になりました。また携帯電話メール利用者は、50歳代までの年代において高い利用率を示しています。これらのことから、幅広く報じる必要のある災害情報など町民への緊急通報手段として、携帯電話を利用していくことは有効であると考えます。

(2) インターネットの利用状況・利用環境

インターネットの個人利用率は、52.2%、世帯当りの利用率は、61.8%という結果となり、半数以上の方がインターネットを利用しています。また、「今は利用していないが、今後利用したい」と答えている方が19.1%あり、今後も利用率が上昇することが見込まれます。ただし、60歳代以上の半数以上の方が「今も利用していないし、今後も利用しない」としており、年代によってインターネットの利用への意識は大きく分かれています。

利用している回線としては、大容量・高速のADSLが最も多く利用されています。

本町としては、愛川町光通信網誘致協議会(愛甲商工会)の誘致活動により、平成17年11月から町内全域に光ケーブルの提供が開始されました。今後は、ブロードバンド環境の充実に伴い、インターネットの利用が促進されると思われます。

(3) インターネットへの期待

インターネットでの利用目的は、「趣味や娯楽の情報を得る」が84.5%と最も多く、「仕事や勉強の情報を得る」が54.4%、「電子メール」の利用が38.1%になっています。

町のホームページを見たことがある人は、27.3%であり、まだまだ普及されていない状況です。現在閲覧している情報は「観光・イベント情報」や「生活情報」となっていますが、今後充実すべき情報としては「防災・災害情報」や「救急医療情報」「福祉・健康情報」があげられています。

(4) 電子自治体への期待

行政の情報化の取り組みに対する町民のニーズは、「手続きの対応の迅速化」や「行政サービスの利便性向上」「行政サービスのコスト削減」などの要望が多くなっています。

また、インターネットを利用した行政サービスについては、「災害発生時、家族や親戚・親友などと連絡がとれる」や「家に居ながら、医師の診断を受けたり、救急病院の案内・応急処置の仕方等の情報が得られる」及び「インターネットメールや携帯電話メールを使用し、防犯情報・災害情報（避難勧告等）が配信される」などの安全・安心に対する充実を求める声が多く、それらを踏まえた電子自治体の実現が強く期待されています。

ITの進展に対する不安としては、「プライバシーが侵害される（個人情報の漏えいなど）」が77.8%と最も多く、個人情報の取扱いには、細心の注意と対策が必要です。

次に「パソコンやメールの扱いができない人は情報化から取り残される」や「コンピュータ犯罪が発生し、社会的混乱が起こる」ことを心配されている方も半数以上あり、情報化を進めるにあたり、十分な検討や対策が必要と考えます。

(5) 町の情報化への意見

町の情報化について、54件の意見・要望がありました。

これらを集約すると、町の情報化への期待はあるものの、その実現には、セキュリティや情報格差などを心配する声やその効果を疑問視する意見もあり、今後の取り組みには、寄せられた意見を考慮し、十分な検討をしながら進めていく事が不可欠です。

今後、通信回線の高速化などのインフラ整備の充実に伴い、町民のインターネット利用は増加していく傾向にあると予想されます。個人情報の保護を踏まえた情報公開や電子申請・電子入札などのインターネットの特性を生かした双方向の情報交換機能が求められ、それに伴い町ホームページを利用した行政情報の入手や、行政への参画等の要望も増加するものと考えられます。これらの実現については、町民の意識や価値観が多様化しているので、対象となる分野も広く、大きな課題であると考えられます。

第2章 推進計画の基本方針

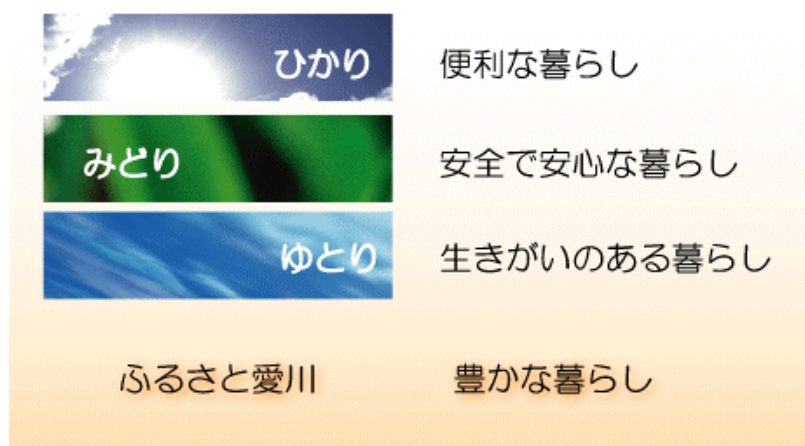
1 目標と方向性

(1) 電子自治体推進の目的

情報技術の活用は、情報の伝達や共有、町民サービスの向上、また人と人との交流や地域の活性化など、よりよいまちづくりを促進する有効な手段となります。

本計画は、情報化推進をまちづくりに積極的に活用していくことを目指します。

愛川町総合計画の基本理念である「ひかり・みどり・ゆとり・ふるさと愛川」にのっとり、次の視点で捉えて町民と協働で計画を推進します。



(2) 情報化推進計画の位置付け

本推進計画は「第4次愛川町総合計画 - ゆめ愛川2010 - 」の下位計画に位置付けられ、電子自治体を実現するために、今後取り組むべき個別施策を示すものです。

(3) 計画期間

計画期間は、平成18年度を初年度とする5か年間とします。

(4) 計画の見直し

IT分野の進展は急速であり、情報関連の技術が数年で大きく変化してしまう可能性があるため、期間内であっても、各事業の推進状況、社会におけるITの進展状況、国・県における情報化政策の状況、町民のIT化への対応状況等を勘案し、適宜見直しを行います。

(5) 推進体制について

情報化の推進にあたっては、町民と町との積極的なパートナーシップ(参画・協働)が不可欠です。

また、情報化施策は行政のすべての業務に関係しており、全庁的な情報化推進体制が必要となります。

ア 町民との協働による推進

地域の情報化を推進するためには、行政が一方的な施策の展開を行うだけでなく、町民の参画により、適切な役割分担のもとで取り組むことが重要になってきます。そこで、情報化の推進にあたっては、必要な情報の提供を積極的に行い、町民と町が情報を共有できるように努め、町民の意見や提案等を取り入れることにより、町民の暮らしの視点に立ち、町民と町との協働で取り組んでいきます。

イ 情報化推進委員会

地域情報化及び行政情報化に関する施策を円滑に推進するため、愛川町情報化推進委員会を設置しています。策定された計画を全庁的な体制で着実な推進を図り、施策の進捗状況を的確に把握しながら、課題の整理、推進計画の見直しなどを行っていきます。

2 推進のための取り組み

(1) 便利な暮らし - 『ひかり』 -

ア 効率的・効果的な行政の実現

行政ニーズの多様化・高度化に迅速かつ的確に対応し、快適で便利な暮らしを広げていくためには、効率的・効果的な行政運営をより積極的に推進する必要があります。

このため、既存システムや事務のプロセスの見直しを図るとともに、今後の技術発展に合わせた、より効率的・効果的なシステムの導入・構築を検討し、行政運営の質的向上を進めます。

イ 便利だと実感できる町役場の実現

各種申請や届出、申告などの様々な手続きを、24時間、365日いつでもどこでも誰でも簡単に行えるようにし、町民の利便性の向上を図ります。

また、町民との協働のまちづくりを推進するため、行政や地域の情報を分かりやすく発信します。

(2) 安全で安心な暮らし - 『みどり』 -

ア 防災・防犯への活用

近年、地震や火災などの災害や消費生活に関するトラブルなどの都市化に伴う犯罪などが多く発生しています。安全で安心な暮らしを実現するためには、町民の生命や財産を守ることが最優先課題です。また万一そのような災害や犯罪などが発生した時は、その被害を最小限に食い止めることが大切です。

そのためには、防災・防犯体制の充実や消防・救急体制の強化を図るとともに、地域ぐるみの防災・防犯意識の向上を図っていく必要があります。

防災・防犯情報の積極的な発信や災害時の確実迅速な情報伝達手段の確立を推進します。

イ 保健・医療・福祉への活用

すべての住民が住みなれた家庭や地域社会において安心して暮らし続けるためには、必要な時に必要な保健・医療・福祉サービスを利用できることが大切です。

保健・医療・福祉についての知識や情報を提供し、相談からサービス提供までの総合的な支援のしくみをつくり、安心できる暮らしの実現を推進します。

(3) 生きがいのある暮らし 『ゆとり』

ア 生涯学習への活用

ゆとりと生きがいのある暮らしを実現するためには、町民一人ひとりが生涯にわたって意欲や能力に応じて学び続け、社会参加や自己実現をめざしていくことが大切です。

こうした環境づくりをするため、総合的な学習情報や多様な学習機会の提供を推進します。

イ 学校教育への活用

子どもたちが自ら考え、行動し、豊かな人間性を育むための教育は、子どもたち自身のゆとりや生きがいへとつながります。

学校教育をより充実させるため、パソコンやインターネットを利用した授業や学校間の情報交換など、様々な形で情報機器の活用を推進します。

(4) 豊かな暮らし - 『ふるさと愛川』 -

ア 町民活動への活用

私たちの暮らしを豊かにし、元気で活気のあるまちを実現するためには、町民の活発で多彩な交流を進めていくことが大切です。町民活動を活性化し町民主体のまちづくり活動を広げていくためには、町民への交流情報の提供が必要です。

町民の多彩な交流を促進するため、行政区やPTA、ボランティアやNPO(民間非営利団体)などの活動を支援し、積極的な情報発信を推進します。

イ 産業の振興への活用

商工業や農業などの産業の振興は、様々な交流を生み出し、元気で活気がある豊かな暮らしになります。このようなまちをつくるためには、商店や商店会の活性化や農産業・企業等の育成・発展に必要な情報を積極的に発信します。

第3章 施策の内容

本計画の具体的な検討と実行を図るため、次の分類により具体的施策を示し、その実行への取り組みを推進します。

1 ネットワークを活用した行政の高度化

(1) 行政事務の改革と簡素化

ア 滞納整理システムの導入検討

目的	滞納整理に関わる業務を電算化することにより、収納率の向上や事務処理の迅速化を図ります。
概要	催告書発行、滞納者の調査から、差押、公売、換価等の一連の滞納整理事務を効率的に管理するシステムの導入を検討します。

イ 建築営繕工事の製図 積算業務のOA化

目的	建築営繕工事の製図及び積算業務の電算化により業務の効率化を図り、均衡な積算を行います。
概要	設計図、施工図、竣工図等の製図作業をシステム化します。併せて積算業務については県で導入・稼働しているシステムを有効に活用します。

ウ 財産台帳管理システムの導入検討

目的	既存の土地台帳管理システムを統括的な財産台帳管理に拡大することにより、事務の合理化を図ります。
概要	現行の財産台帳管理は、担当課がそれぞれ手処理で管理をしています。これらの台帳を一括で電算化することにより、データの一元管理を行い、事務の効率化を図る検討をします。

エ 戸籍事務システムの導入

目的	紙戸籍を電子化することにより戸籍届出、証明発行に係る処理時間の短縮を進め、併せて戸籍滅失・記載ミスの防止等が期待されることにより、事務の正確性の向上を図ります。
概要	電算システム化により戸籍、付随の帳票類(受附帳、戸籍見出帳、戸籍・除籍副本、事件表、人口動態調査票等)の作成及び証明の発行を正確で迅速に行います。

(2) 内部業務の統合化

ア 統合内部情報システム

目的	個別に稼動している各内部業務システムを共通化することにより、データを一元管理し、確かな情報に基づく政策形成と迅速な意思決定を実現します。
概要	現在稼動している人事給与・庶務管理・財務会計システム等の再構築を検討します。セキュリティを考慮したデータの共通化による簡素化を進め、内部情報の有効活用を進めます。

(ア) 財務会計システムの更新

目的	財務会計システムの高度利用を図るため会計事務の効率化・迅速化を図ります。
概要	現行のグループウェア・公文書総合管理システムを基盤として、財務会計システムの更新に合わせて内部情報システムの高度化を進めます。

(イ) 人事・給与・庶務システムの導入検討

目的	現行の人事給与システムと手処理で行っている出退・休暇等の管理事務とを統合して電算化し、人事・給与・庶務システムとして統一的で効率的な事務処理を行います。
概要	グループウェア・公文書総合管理システムを基盤とした統合内部情報システムの一環として、給与明細配布の廃止や勤務データの一元管理によるペーパーレスなどのコスト低減や事務の省力化を図るため、人事・給与・庶務システムの構築を検討します。

イ 総合福祉システム

目的	複数のシステムに分かれている福祉情報を一元管理し、福祉関連業務間の横断的な情報共有を進め、事務の効率化・福祉サービスの充実を図ります。
概要	障害名・障害等級・制度活用状況・日常生活用具・補そう具の給付状況・医療費の給付情報などの情報を福祉部署間で共通利用できるシステムの導入を進めます。

(ア) 児童手当システムの導入

目的	事務の高度化に伴い現行のシステムでは、帳票の作成・統計での課題が多いため、システムの更新により事務の効率化を図ります。
----	---

概要	手作業で行っている一部の事務もシステム化することにより、認定書及び台帳の管理、統計情報の作成等の処理を総合的に行います。
----	--

(イ) 医療助成システムの導入

目的	法の改正による医療助成対象者の増により、現行のシステムでは対応が困難になっているため、システムを更新し万全な事務処理体制を整えます。
概要	乳幼児医療証申請の審査・交付の一連の事務をシステムで統合的に管理することで迅速な住民サービスを図ります。

(ウ) 保育管理システムの導入

目的	現状では保育所入所事務や統計資料作成事務の一部を手作業で行っているため、システム更新を行い、総合的に管理することで業務の効率化と迅速化を進めます。
概要	保育園の入所状況や保育料の収納状況の管理を行い、保育所運営費支弁台帳などの各種帳票や統計資料を出力し、業務の効率化を図ります。

(3) 財政の効率的な運用

ア 行政評価システムの導入

目的	町が行う行政活動について、目標とコストからどのような成果を上げたかを町民に公表するとともに、限られた行政資源を有効に活用します。また職員自らが経営的視点を持つ意識改革を進めます。
概要	システム化することにより評価シート作成時間の短縮、データの共有化が可能となり、予算編成及び実施計画策定に活用することにより事務の効率化を図ります。

(4) 電子政府プロジェクトへの対応

ア 電子申請・届出システムの充実

目的	24時間365日、いつでも、どこからでもパソコンからインターネットを介して申請・届出手続きが行えるようにし、住民の利便性の向上を図ります。
概要	県及び県下市町村の共同運営による電子申請・届出システムが、平成17年7月から稼働しています。今後は、手続きの拡大や、パソコンやATMを使って手数料の支払いができるマルチペイメントネットワークの導入などによるシステムの充実を図ります。

イ 総合行政情報システムの導入

目的	住民記録を基幹とする総合行政情報システムは、税務・福祉・保健等の各システムと密接な連携をとる行政の基本となるシステムです。安定した稼働を確保し、各種の住民サービスを提供します。
概要	処理件数の増加や事務の高度化などにより現行システムでは処理能力に限界を向かえているため、システムの再構築を進めます。住民サービスの向上を図るとともに個人情報の保護とセキュリティ対策に万全を期します。

ウ 住民基本台帳ネットワークシステム機器更改

目的	各地方自治体が管理する住民基本台帳を一元的に管理し、行政サービスの合理化と住民サービスの向上を図ります。
概要	全市町村と連動しているシステムであるため、安定した運用とセキュリティの維持が求められています。定められた標準更改期間に機器の更新を行い、システムの安定稼働を図ります。

エ 電子入札システムの充実

目的	事業者がインターネットを介して申請や入札に参加できるようにし、入札参加者の利便性の向上と入札手続きにおける透明性及び公平性を確保し、事務処理の効率化を図ります。
概要	県及び県下市町村で共同運営する「かながわ電子入札共同システム」により平成17年10月から入札参加申請業務を開始しています。今後は段階的に入札・開札業務の普及を図り、将来的には、財務会計システムと連携をとり、一連の業務として事務の効率化を検討します。

2 高度・多様化する住民ニーズへの対応

(1) 住民と協働の自治

ア ホームページの拡充

目的	インターネットの時間や場所に制約されない性質と双方向性を活用し、町民や企業等の意見を取り入れるとともに、各種の行政情報を積極的に発信します。
概要	アクセシビリティ（受け入れやすさ）とユーザビリティ（使いやすさ）を向上させ、高齢者・障害者・外国人も含め、すべての人々が使いやすいユニバーサルデザインのページづくりを目指します。

イ 防犯・防災情報のメール配信（メールマガジン）導入検討

目的	情報が伝わりにくい災害発生情報を迅速に伝えることで、不安のない安全な生活を支えます。また、町内の犯罪に関わる情報を配信する事で防犯に役立てます。
概要	事前に登録されている方へ、地震などの災害情報や安否確認情報、防犯に関わる情報を携帯メールなどに配信するシステムの導入を検討します。

ウ 電子相談システムの検討

目的	問い合わせの多い質問や相談を「よくある質問」としてホームページ上に提供し、町民がいつでも検索できる様にし、相談の受付から回答までを迅速に行い、相談業務のサービスの向上と事務の効率化を図ります。
概要	住民からの相談などをデータベースに一元管理することで、職員間の情報共有を図り、町政へ反映させるシステムの構築を検討します。

(2) 住民サービスの電子化

ア 図書館システム更新

目的	現在稼働している図書館蔵書管理システムは、図書館・公民館の利用端末や自宅のパソコンから本の貸出状況の検索が可能になっています。今後は予約も行えるようにし、住民の利便性の向上を図ります。
概要	県広域利用による近隣市町村図書館との連携及び本の相互貸借の活用を進めるとともに、携帯電話の利用を含めた予約システムの整備について検討します。

イ 生涯学習ガイドブックオンライン化

目的	生きがいや心の豊かさを求めて学習活動に親しむ人が増えています。一人ひとりに合った自由なテーマ・方法を選択でき、生涯に渡って学んでいける総合的な学習情報や多様な学習機会の情報を提供します。
概要	町で作成している「生涯学習ガイドブック」を神奈川県生涯学習情報センターの「PLANET かながわ」にも掲載し、自宅や職場のパソコンから24時間、自由に生涯学習情報の検索ができるサービスの提供を進めます。

3 情報化基盤整備

(1) 地域における情報基盤整備

ア 地域公共ネットワーク基盤整備

目的	町民、NPO、学校、地域企業、行政機関等の中でネットワークを整備し、インターネットを利用した意見交換を行うことにより相互意志疎通を図り、それぞれがより充実した活動ができるよう支援します。
概要	パソコンなどの情報機器を所有していない人でも公平にサービスが受けることができるように、公共施設などにバリアフリーに配慮した誰もが使いやすい公共端末を整備します。またネットワークの運用方法やセキュリティ対策及び提供するコンテンツの内容について調査研究します。

イ 各小学校 PC 教室新規リース替え

目的	現在各小学校のPC教室に設置されているパソコンは経年による老朽化のため、これを更新し情報教育の充実を図ります。
概要	パソコンの更新とともに、各小学校間を光ファイバーで接続し、学校間での情報共有を推進します。

ウ 町立小中学校校内 LAN 整備検討

目的	小中学校の各教室に LAN を整備し、教育課程での活用を図ります。
概要	各教室に無線及び有線 LAN によるネットワークを構築し、教師、児童・生徒がパソコンを授業に活用できる環境整備を検討します。

(2) 人材の育成

ア セキュリティ対策

目的	ネットワークを含む情報システムとその取り扱うすべての情報に係るセキュリティを確保し、住民から信頼される行政運営を目指します。
概要	平成15年度に策定した「セキュリティポリシー」を遵守し、適正な運用を図るとともに、職員に対する教育・啓発を継続的に実施し、セキュリティ監査の実施について検討します。

(3) 庁内における情報基盤整備

ア 庁内情報ネットワークシステムの運用

目的	役場本庁舎と出先機関とのネットワークの利用により、行政事務の簡素化・効率化・省資源化を図り、横断的な情報共有と活用を進めます。
概要	平成13年度に導入した庁内情報ネットワークシステム(グループウェア)は、経年による老朽化をきたしているため更新し、安定した運用を確保します。

イ ファイルサーバの導入

目的	庁内における情報の共有化による業務の効率化を図るとともに、徹底したセキュリティの管理下に置き、情報流出の防止を図ります。
概要	サーバ上に文書等の電子データを保存できる仕組みを用意し、業務を共有する職員間での情報の有効利用を図ります。また、データを一括でバックアップし、データの安全性の向上及び情報流出防止を図ります。

具体的施策の年度別予定表

大区分	中区分	主な施策	導入・検討時期（年度）						
			18	19	20	21	22	23 以降	
ネットワークを活用した行政の高度化	行政事務の改革と簡素化	滞納整理システムの導入検討	■						
		建築営繕工事の製図 積算業務のOA化	→						
		財産台帳管理システムの導入検討	■						
		戸籍事務システムの導入	→	→					
	内部業務の統合化	統合内部情報システム	■						
		財務会計システムの更新	→						
		人事・給与・庶務システムの導入検討	■						
		総合福祉システム	→						
		児童手当システムの導入	→						
		医療助成システムの導入	→						
		保育管理システムの導入	→						
		行政評価システムの導入	→						
	電子政府プロジェクトへの対応	電子申請・届出システムの充実	■						
		総合行政情報システムの導入	→						
		住民基本台帳ネットワークシステム機器更改			→				
		電子入札システムの充実	■						
	高度・多様化する住民ニーズへの対応	住民と協働の自治	ホームページの拡充	■					
			防犯・防災情報のメール配信（メールマガジン）導入検討	■					
			電子相談システムの検討	■					
		住民サービスの電子化	図書館システム更新			→			
生涯学習ガイドブックオンライン化			■						
情報化基盤整備	地域における情報基盤整備	地域公共ネットワーク基盤整備	■						
		各小学校 PC 教室新規リース替え	→						
		町立小中学校校内 LAN 整備検討	■						
	人材の育成	セキュリティ対策	■						
		庁内における情報基盤整備	庁内情報ネットワークシステムの運用	■					
	ファイルサーバの導入		■						

第4章 電子自治体構築に向けた今後の課題

前章で示した具体的施策の推進と平行し、次に示す項目を長期的な課題として研究及び検討を図ります。

1 行政内部事務効率化の推進

地方分権の推進に伴い、それぞれの業務に携わる職員自らが、新たな施策を創造し、実現する政策形成能力が求められています。行政運営方法や業務プロセスの見直しを行いつつ、内部管理事務をより電子化することにより、情報の共有化と関係機関との連携強化を進め、行政事務の簡素・効率化を図ります。

(1) 電子決裁の導入

総合行政ネットワークの構築や公的個人認証サービス、地方自治体組織認証基盤の整備により、電子政府・電子自治体の基盤整備を進めてきました。

住民や企業、他自治体等との間で、インターネットを利用して通信することは、今や日常の業務となっています。町では平成14年に庁内LANを整備し、庁内情報ネットワークシステム（グループウェア）と公文書総合管理システムを導入したことにより、文書作成の迅速化、情報の共有・交換等に活用しています。ただし、内部での起案や伝票等の決裁等は今でも紙ベースで行っているため、電子文書と紙文書が混在しています。現在のシステムに電子決裁機能を導入することにより、ペーパーレス・保管スペースの低減や迅速な検索・利用が可能なシステムの構築を検討します。

- ・業務手順の見直しと決裁手順の電子化による効率化

(2) 情報公開機能の充実

情報公開条例に規定される行政文書目録は、現在紙ベースで作成して住民等への情報公開の閲覧に供していますが、公開目録の作成・検索をシステム化することによって内容をリアルタイムに更新し、インターネットでも閲覧を可能にすることで、開示請求に対して迅速な対応ができ、住民サービスの向上と行政の透明性を高めることが期待されます。現行の公文書総合管理システムの情報公開機能の拡張について検討します。

- ・インタ - ネット等を利用した情報公開請求の検討

2 住民基本台帳カードの多目的利用

住民基本台帳カードは、平成15年8月25日の住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼動に伴って発行され、住民基本台帳ネットワークシステム端末での本人確認や券面の写真や氏名・住所などによる公的な証明書として利用されています。また、平成16年1月に稼動した公的個人認証サービスの電子証明書等の格納媒体としても活用されています。ただし、住民基本台帳カードの発行が有料であることもあり、本町の交付枚数は平成17年7月末現在144枚となっています。

今後、電子申請・届出システムや民間での電子商取引の普及により公的個人認証サービスの需要が高まることにより、住民基本台帳カードの利用手段の拡がりが見込まれており、住民基本台帳カードの空き容量を利用した、より住民等に利便性が実感できる具体的な利活用の検討を進めていきます。(財)地方自治情報センターでは、証明書等自動交付機、図書館利用カード、災害時の避難者情報の登録等の「ICカード標準システム」が提示されており、住民ニーズと利便性等を勘案し、費用対効果を念頭に置き検討を進めます。

- ・住民基本台帳カードの独自利用検討
- ・住民基本台帳カードの空き容量を利用した独自サービスの検討

3 電子申告システム導入の検討

現在書面で行われている地方税の申告を、24時間、休日に関わりなくインターネットを利用して行うことを目的とし、平成15年8月に全国的な組織である「地方税電子化協議会」が設立され、47都道府県及び14政令市が参加し、平成17年2月から「地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)」が順次稼動をしています。

この協議会では、納税者の利便性の向上と地方公共団体におけるシステム導入費用や運用経費の節減及び税制改正に即応できる体制を確保し、地方公共団体が協力・共同してこれを開発・運用していくことを基本方針としています。

現段階での電子申告の対象税目は、法人県民税・法人事業税・法人町民税・固定資産税(償却資産)ですが、平成19年以降から拡大を進めていく予定であり、多くの地方公共団体が参加することで、納税者が全国共通のサービスを受けることが可能になります。また、職員による申告情報の税務電算システムへの入力作業や申告書の作成・送付作業の軽減も期待できます。

システムの普及状況や県及び他市町村との連携をとり、導入効果やコスト等を十分検討していきます。

- ・電子申告システム導入の検討

4 統合型GISの導入

GIS (Geographic Information System 地理情報システム) は、現在4つの部署(固定資産・道路・水道・消防)で稼動していますが、各部署に特化したもので、各システム間でのデータの共有や相互の利用ができません。また、他の部署への提供の仕組みもなく横断的な利用ができない状況です。

統合型GISは、各部署間での地図情報の共有化により効率化を図るもので、データ整備への重複投資を回避することで、各部署の情報を横断的に表現し、個別GISのない福祉や防犯、環境分野での活用が期待でき、総合的な計画策定等への支援や迅速で多様な要望に対応する総合的なサービスを実現できます。

この地図情報を、公開可能なものについてはインターネットを介して住民に公開することで、文字情報だけでは得られなかった視覚的にわかりやすい情報を提供することが可能となるため、住民から町への情報提供や住民同士の情報交換などの場にも活用が期待できます。

また、防災・防犯に関する情報を地図上に分かりやすく整理したものを提供することで、町民の防災・防犯知識を高めるとともに意識啓発を図ることができます。予測される災害情報や過去の災害記録及び避難先情報などを地図上で一覧できる生活情報安全マップシステムについても本町の財政状況や各部署間の調整を図りつつ判断し、導入に向け検討していきます。

- ・統合型GISの導入の検討
- ・地図情報の全庁横断的な活用
- ・生活情報安全マップシステムの研究

5 マルチペイメントネットワークの導入

税金や使用料等の支払は、口座振替制度を利用できない場合、納入通知書をお持ちになり、金融機関に出向いていただくことになります。そのため、休日や夜間などの営業時間外には支払ができません。

マルチペイメントネットワークは、収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、金融機関やコンビニエンスストアなどにあるATMを使って公共料金等を払い込めるようにしたり、インターネットバンキングなどを利用したりすることによって、町民が電話、パソコン等を利用して24時間いつでも支払いができ、即時に消し込み情報が収納機関に通知されるという電子決済ネットワークのことで、公金支払方法の多様化が図られます。

電子申請・届出システムでは、手数料の支払が必要な申請の場合には、窓口に出向いていただいておりますが、マルチペイメントと連動することにより、自宅に居ながら、必要な証明書等を取り寄せることが可能になります。

納入通知書の電子化等による、発行・収納照合事務の軽減が図られるため、内部事務の効率化・ペーパーレス化が進むものと期待されます。

金融機関、官公庁等が参加する「日本マルチペイメントネットワーク推進協議会」において推進しているシステムの普及や、国税等におけるオンライン収納の状況等を踏まえながら、導入の効果、コスト等を十分検討していきます。

- ・マルチペイメントネットワーク活用の費用対効果の検討
- ・マルチペイメントネットワークの運用が町の収納事務等に与える影響の検討

6 議会中継（映像）システムの研究

地方分権の進展や情報公開への意識の高まりに伴い、身近で透明な町民参加型の政治の実現が求められています。議会審議の様態を知るためには、傍聴又は議事録を閲覧する方法がありますが、本町では開かれた議会を目指し、平成14年10月から議会会議録検索システムを導入し、町ホームページに公開して議事録閲覧サービスの提供を行っています。

議会中継（映像）システムは、議会の審議様態を、インターネットを利用してライブ中継及びオンデマンド配信を行うもので、町民は自宅に居ながら傍聴が可能になり、迅速な情報提供と情報公開の効果が期待されます。それにより、町民に分かりやすく開かれた議会としての情報共有が図られ、議会運営への理解と関心を高めることができます。

現在稼働している議会会議録検索システムと連動させ、文字データだけでなく、映像データを提供できるシステムの導入について調査研究を進めます。

- ・議会中継（映像）システムの研究

7 共同アウトソーシングの活用

情報システムを構築していく上で、個々の市町村が個別に開発を進めるのは効率が悪いだけでなく、財政的な面でも専門的な人材確保の点でも重要な課題となっています。

共同アウトソーシングは、複数の地方公共団体で情報システムの運用を共同して外部委託することにより低廉なコストで高い水準の運用を確保するとともに、共同運用に当たって行われる業務・システムの標準化・共同化の作業において、業務改革を進める契機として期待されています。

特に電子申請・届出や電子入札等のシステムは、各市町村共通の課題となっているシステムであるため、本町単独で開発するよりも共同で開発した方が費用や運用面で効率的です。本町では、県が中心となって進めている共同運営に参加する形式で運用を行っています。

近隣の市町村として以前より厚木市と清川村、愛川町による「厚木愛甲まちづくり研究会」において、各種の政策課題を研究してきました。その一環として、厚木市が開発したスポーツ予約システムを平成16年10月から3市町村で共同利用しています。一方、公民館につ

いては、社会教育法及び町立公民館条例・規則等による使用承認の制限があるため、これらの課題について検討し、システムの導入の研究を進めます。

距離を問わないネットワークの特性を生かし、情報の共有化や統合化、共同開発・共同運営、共同アウトソーシングの可能性を検討するなど、国や県、関係する市町村との密接な連携に努めていきます。

- ・共同アウトソーシングの費用対効果の検討
- ・公民館施設予約システムの研究
- ・総合行政ネットワーク（L G W A N）におけるA S Pサービス利用の検討

第5章 情報化を推進する上での留意事項

1 セキュリティ対策

情報システムやネットワークの進展は、多大な利便性をもたらしている一方で、情報の氾濫や個人情報の侵害などが社会的に問題になってきています。電子化された情報は、複写や加工などが容易であるところから、知的所有権が侵害されやすくなるとともに、改ざんやなりすまし、データ破壊や不正使用といった被害の発生が懸念されます。また、ネットワーク上で流れる情報は、常に盗聴や不正アクセス、コンピュータウイルスなどの脅威にさらされています。

このような点から、各種のアンケートにおいてもプライバシー侵害への不安が上位を占めています。情報化推進の各種施策が町民に安心して受け入れられるためには、十分なセキュリティ対策を講じ、情報の取扱いに関する安全性・信頼性を確保し、継続的な対応を行っていくことが不可欠です。

本町では「愛川町セキュリティポリシー」を平成15年9月に策定し、安全対策の基準を定めました。このセキュリティポリシーは、基本方針と対策基準を策定したものであり、職員個々に遵守を義務付け、電子情報資産を適正に管理すること及びその利用は業務遂行のみに限定し、目的外には利用しないものとするものです。

また、町の情報資産を様々な脅威から防御し、町民の財産、プライバシー等を守るため、情報資産に関するセキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものとなっています。

今後とも、このセキュリティポリシーの適正な運用を行い、本町の電子情報資産の利用及び管理における町民への安心の提供と行政の円滑な事務執行を図るとともに、職員に対する教育・啓発を継続的に実施し、情報セキュリティに係る監査の実施について検討をまいります。

- ・セキュリティポリシーの適確な運用
- ・情報セキュリティ監査の実施の検討

2 個人情報の保護

近年、情報化の進展は、住民生活において豊かさや便利さをもたらすとともに、行政事務の効率化に大きな効果が期待できる一方で、コンピュータやネットワークを通じて多くの個人情報処理されており、プライバシーの侵害の恐れもあります。

住民基本台帳ネットワークの稼動などに伴い、町民の個人情報やプライバシーに関する関心は高まっており、個人情報保護に対する一層の取り組みが求められています。

また、国においても、個人情報保護法が平成17年4月に施行されるなど、個人情報保護

制度の整備が進められています。

本町では、平成12年1月施行の愛川町個人情報保護条例及び愛川町情報公開条例により、個人情報の保護に努めてまいりましたが、個人情報保護制度を取り巻く状況の変化や個人情報保護に関する法律等の趣旨に則し、平成18年3月議会に条例改正を提案し、同年6月の施行をめざしています。

今後においても、条例に基づき、情報化の健全な進展や豊かな情報環境の形成のため、個人情報の適正な取扱いを図っていきます。

- ・個人情報保護の適正な運用

3 情報リテラシー・情報モラルの向上

(1) 情報リテラシー（情報対応能力）の向上

パソコンや市内LANの整備、グループウェア等の導入とともに、これらの市内情報基盤を有効に活用するために職員の情報リテラシー向上が求められ、職員の能力に応じた研修体制の整備が必要です。

本町では情報リテラシー向上のために、各種のパソコン研修等を行ってきましたが、今後はIT化に対応した業務改革を推進できる人材の育成が課題となっています。このため、一般職員から幹部職員まで職層に応じたよりきめ細かな情報リテラシー向上のための方策が求められます。

一般職員に対しては、パソコン操作技術やネットワーク活用等の実務能力を向上させるための研修やIT化による業務改革を推進するための研修を充実し、幹部職員に対しては、電子自治体実現の先導役としてのリーダーシップを発揮するための人材育成をより充実していくことが望ましいと考えています。

本町では、平成14年にITリーダーを各部署に設置し、情報機器の活用範囲の拡大に対応するための研修を随時開催して育成に努め、ITリーダーは各所属部署において情報リテラシー向上の役割を担い、随時個別業務の情報化推進や情報機器の技術的な対応を図っています。

また、システムやネットワークの高度化・専門化に伴い、個人情報保護やセキュリティ対策を重視した管理運用を継続させることが必要になっています。そのため情報システムの専門的な知識・能力を持つ職員の育成が重要な課題となっていますが、職員の育成は短期間では困難であり、アウトソーシング等を含めた検討を進めます。

(2) 情報モラルの向上

インターネットに代表される情報化の進展は、自由な情報発信を可能にしました。しかしそれと同時に、特定の個人・団体を誹謗・中傷する手段としても利用され、社会的な問題になっています。

一方、デジタルデータは複製や変更が比較的容易になるため、知的所有権が侵害されやすくなるとともに不正使用といった被害の発生が懸念されます。

このような被害から町民を保護するため、職員はもちろん、町民一人ひとりの情報化に対するモラルの浸透を図る必要があります。

4 情報格差・環境への配慮

(1) 情報格差（デジタルデバインド）への対応

インターネットをはじめ情報通信を活用したサービスは急速に社会に普及し、利用者はますます多くの利便性を享受できるようになりました。しかしその一方で、パソコンやインターネットを扱ったことがない人も多数存在しています。各種統計からも通信機器保有の割合は年代が上がるほど低下する傾向にあります。

電子自治体を構築しても、利用されなければ、その効果は半減してしまいます。このように、情報化は利便性を高める一方で、いわゆる「情報弱者」を生み出す可能性も高くなります。そのため、ITの推進においては、すべての町民がIT社会の恩恵が受けられるよう、情報格差の解消に向けて知識や技能を修得する機会を設けるなどの方策を講じていかなければなりません。

本町では、既にデジタルデバインドに対応する施策として、平成13・14年度に国のIT講習特別交付金を利用し、20歳以上の町民を対象にIT講習会を実施し、町民へのパソコン操作の習得機会を提供しました。

その後も公民館事業やIT講習会を機会として発足したパソコンボランティアの自主活動により、公民館を活動の場として、随時講習会の開催をして町民へパソコン学習の機会の提供をしています。また、IT講習のフォローアップ事業として、公民館に自主学習ができるパソコンを設置し、町民に活用されています。

今後の情報化施策の展開や技術の進展に対応して、各施策の中でデジタルデバインドへの対応を図っていく必要があります。

(2) 地域における情報格差

本町では、平成15年に町内全域にADSLが接続可能になりましたが、電話局からの距離的な問題により技術的に接続ができない地域がありました。平成17年に愛川町光通信網誘致協議会（愛甲商工会）が設立され、光通信利用意向アンケートにより光通信の接続希望者の募集活動をした結果、平成17年11月から町内全域に光ケーブルが提供されました。

これにより、地域における格差が解消されてきましたが、今後も情報の収集に努めるとともに、国や通信事業者などとの連携を図り、情報格差が生じないように努めていきます。

(3) 環境への配慮

情報化の進展に伴い、紙の大量消費や情報機器の廃棄による新たな環境問題が生じています。

本町では環境保全の取り組みのために、平成14年に行政内部向けとして愛川町環境基本計画に基づき「愛川町地球温暖化対策等率先実行計画 - あいかわエコアクションプラン - 」を策定し、個人個人が認識を持って環境保全への取り組みを進めてきました。

今後も、これらの計画の基本的な考え方を踏まえ、ペーパーレス化やリサイクル可能な情報機器の導入などに取り組み、環境負荷の低減を図ります。

参 考 資 料

「情報化に関する町民アンケート」集計結果

平成 17 年 9 月

調査概要

1. 調査目的

「愛川町情報化推進計画」策定の基礎資料とするため、住民生活におけるパソコンやインターネットの利用状況、今後の情報化施策に対する期待や要望などを調べることを目的としています。

2. 調査項目

- (1) 回答者の属性
- (2) 町民生活における情報化の実態の把握
- (3) 愛川町からの情報提供についての現状の把握
- (4) 「IT」や「電子自治体」に関する町民意向の把握

3. 調査対象

愛川町内に居住される 16 歳から 75 歳までの男女（平成 17 年 8 月 1 日現在）から年齢、性別、地区に偏りが無いように対象者数を決定し、1,000 人を無作為に抽出しています。

4. 調査方法

郵送配布、郵送回収

5. 調査期間

平成 17 年 8 月 9 日～平成 17 年 8 月 31 日

6. 回収状況

・発送数：1,000 通（ ） ・回収数：351 通 ・回収率：35.1%

配布数内訳

年代	人数
10代	54人
20代	165人
30代	227人
40代	164人
50代	187人
60代	151人
70代	52人

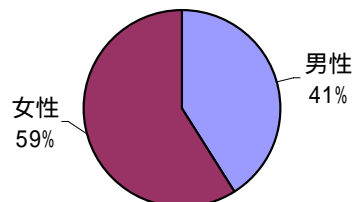
地域	人数
半原	199人
田代	87人
角田	85人
三増	43人
春日台	80人
中津・八菅・棚沢	506人

調査結果

1) 性別

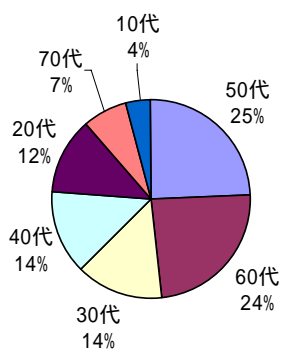
愛川町の男女の人口比率は、男性が52%、女性が48%(平成17年8月1日現在)となっていますが、今回のアンケートの男女比率は男性が41%、女性が59%と女性の回答率が高いことが分かります。

N=351



2) 年齢

愛川町の人口比率と比較すると、10代・20代の回答数が少なく、反対に50代・60代の回答数が多い結果となりました。なお、回収率では60代・70代が多くなっています。



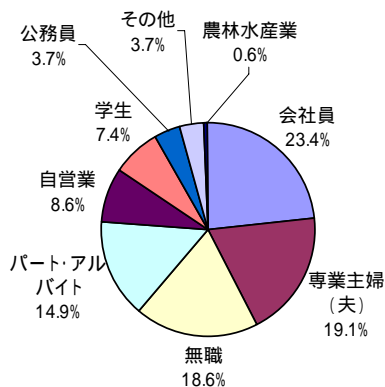
	配布数	回収数	回収率
10代	52	14	26.9%
20代	151	43	28.5%
30代	187	49	26.2%
40代	164	49	29.9%
50代	227	85	37.4%
60代	165	83	50.3%
70代	54	26	48.1%
無回答		2	
		351	
		349	

3) 職業

N=349

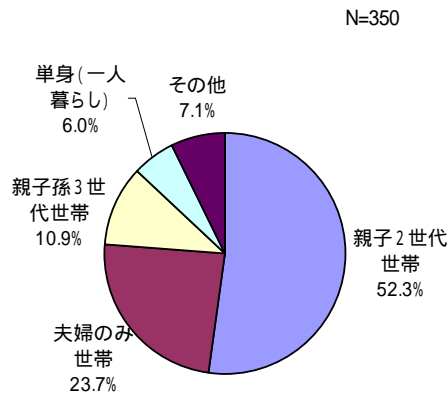
回答者の上位の職業は、「会社員」が23.4%、「専業主婦(夫)」が19.1%、「無職」が18.6%、「パート・アルバイト」が14.9%の順となりました。

N=350



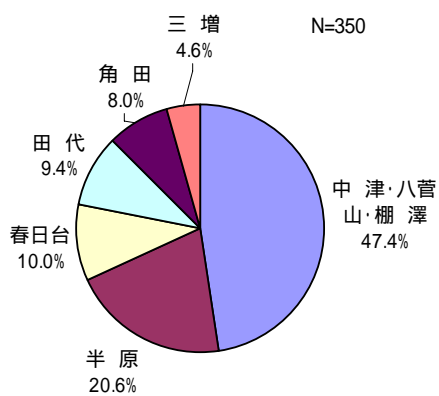
4) 家族構成

「親子2世代世帯」が52.3%で、全体の半数以上となっています。続いて「夫婦のみ世帯」が23.7%、「親子孫3世代世帯」が10.9%となっており、「単身(一人暮らし)」は6.0%となりました。



5) お住まいの地区

「中津・八菅山・棚澤」が47.4%で、全体の約半数を占めています。続いて「半原」が20.6%、「春日台」が10.0%となりました。回収率では、春日台が43.8%で最も多い回答となりました。



	配布数	回収数	回収率
半原	199	72	36.2%
田代	87	33	37.9%
角田	85	28	32.9%
三増	43	16	37.2%
春日台	80	35	43.8%
中津	506	166	32.8%
無回答		1	
		351	
		350	

世帯について

1. 「世帯で所有している機器」及び「あなた自身も使用する機器」について

世帯で所有している機器の上位では、携帯電話・パソコンがあがりました。

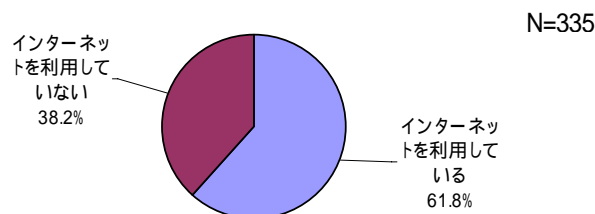
また、その機器を個人で使用する機器については「携帯電話」が71.8%と7割の方が使用しており、「パソコン」も45.9%と5割近くの方が使用しています。

情報機器	世帯所有率	個人使用率
パソコン	73.2%	45.9%
携帯電話	84.0%	71.8%
(BS/CS・地上波)デジタルチューナー	27.6%	13.1%
IP電話(インターネット電話)	16.0%	8.8%
デジタルカメラ	51.9%	29.6%
電子手帳	18.5%	9.4%
上記のいずれも所有していない	8.0%	-

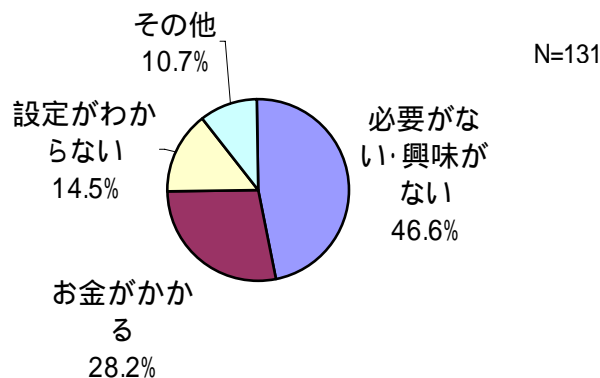
2. インターネットの利用状況

「インターネットを使用している」世帯は61.8%と6割を超えました。

また、1.で「世帯でパソコンを所有している」と答えた人の中で、インターネットを利用している世帯は80.5%とパソコンを所有している世帯では、8割の方がインターネットを使用しているという結果になりました。

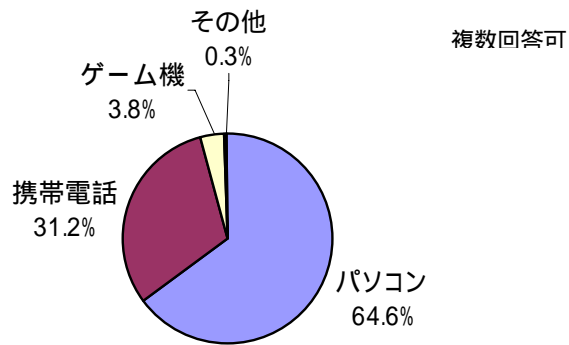


反対に、「インターネットを利用していない」理由を聞いてみると、「必要がない・興味がない」が46.6%と約半数の方が回答しています。その他の意見として、「接続できない地域だから」という回答が複数ありました。また「ウィルスが怖い」という、セキュリティ面での不安の声もありました。



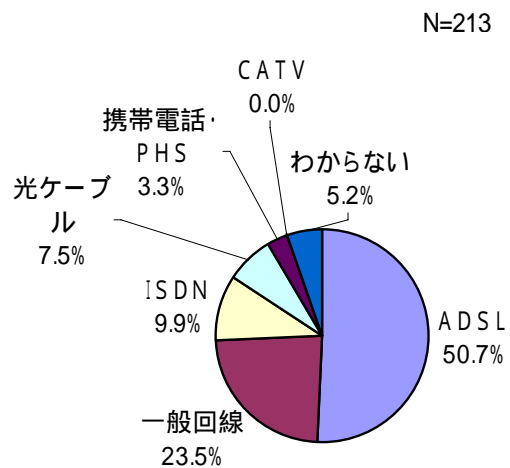
3. インターネットをどのような機器で利用していますか

「パソコン」が64.6%と6割以上を占めています。



4. 接続している回線の種類をお答えください。

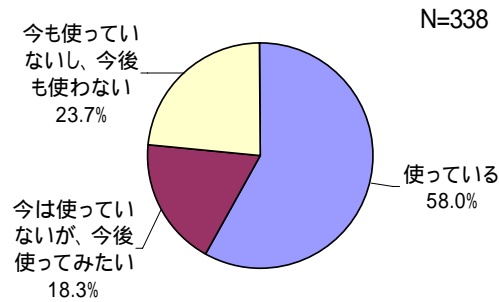
「ADSL」が50.7%と5割を占め、続いて「一般回線」が23.5%、「ISDN」が9.9%となりました。



個人について

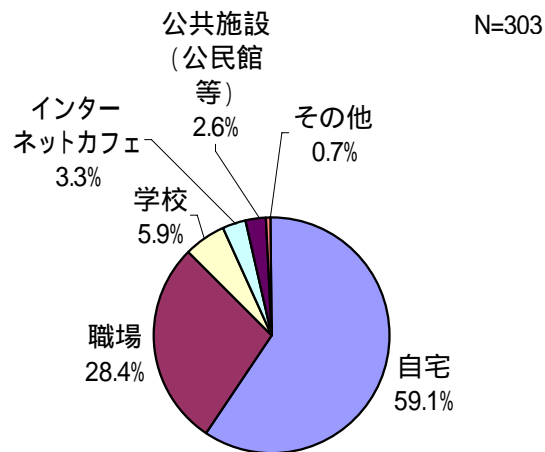
1. パソコンの使用状況

「使っている」が58.0%と6割近くの方が使用しています。「今は使っていないが、今後使ってみたい」18.3%と合わせると約8割に上ります。



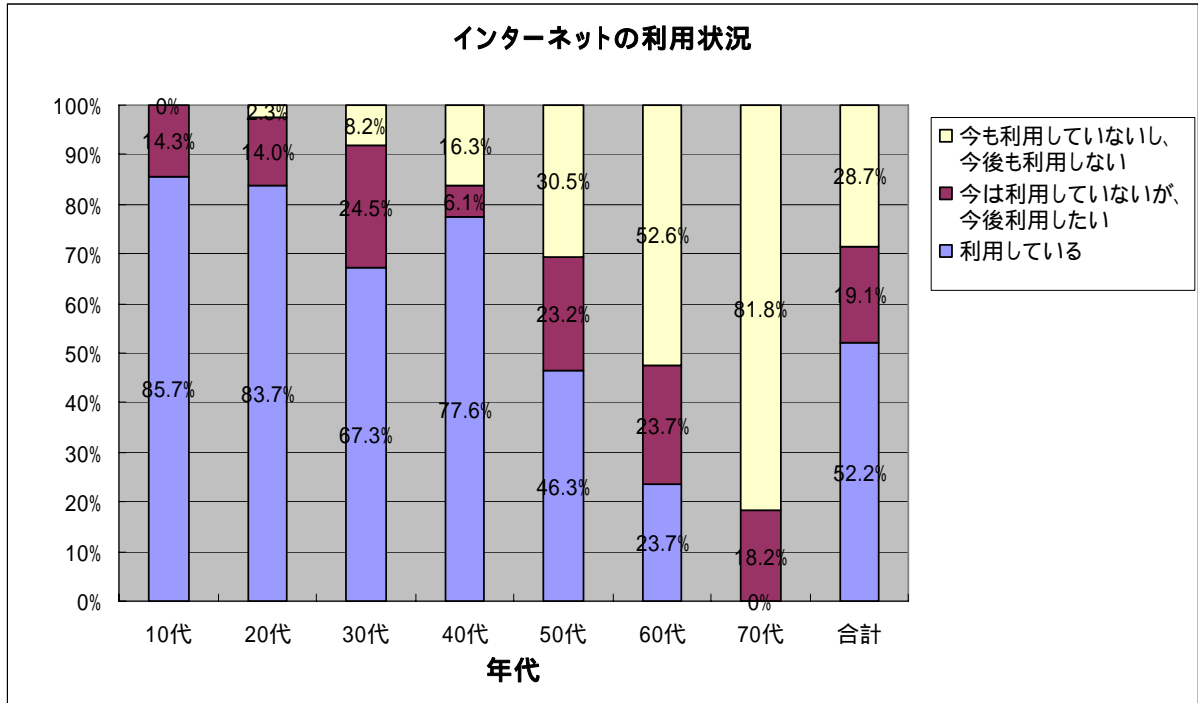
2. パソコンの使用場所

「自宅」が59.1%と約6割を占めています。次に「職場」が28.4%、「学校」が5.9%となっています。



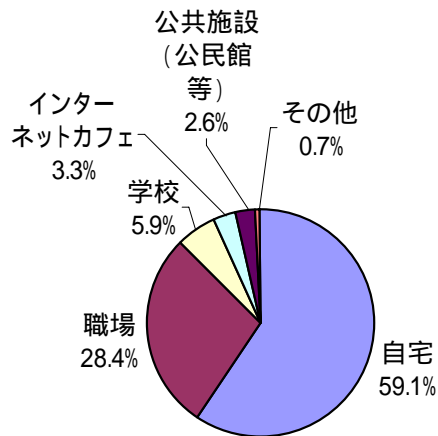
3. インターネットの利用状況

年代別に見てみると、10代から40代までは約7割を超える利用率となっていますが、60代では「今も利用していないし、今後も利用しない」が52.6%と5割、70代では81.8%と8割を超えています。年代によってインターネットの利用への意識は大きくわかれていることが分かります。

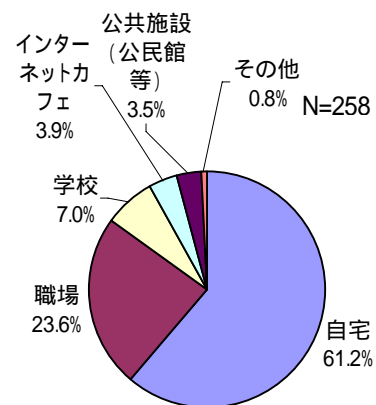


4. インターネットの利用場所

パソコンの利用場所とほぼ同じ結果となりました。このことから、パソコンを使用する場所とインターネットを使用する場所が同じことが分かります。



パソコンの利用場所

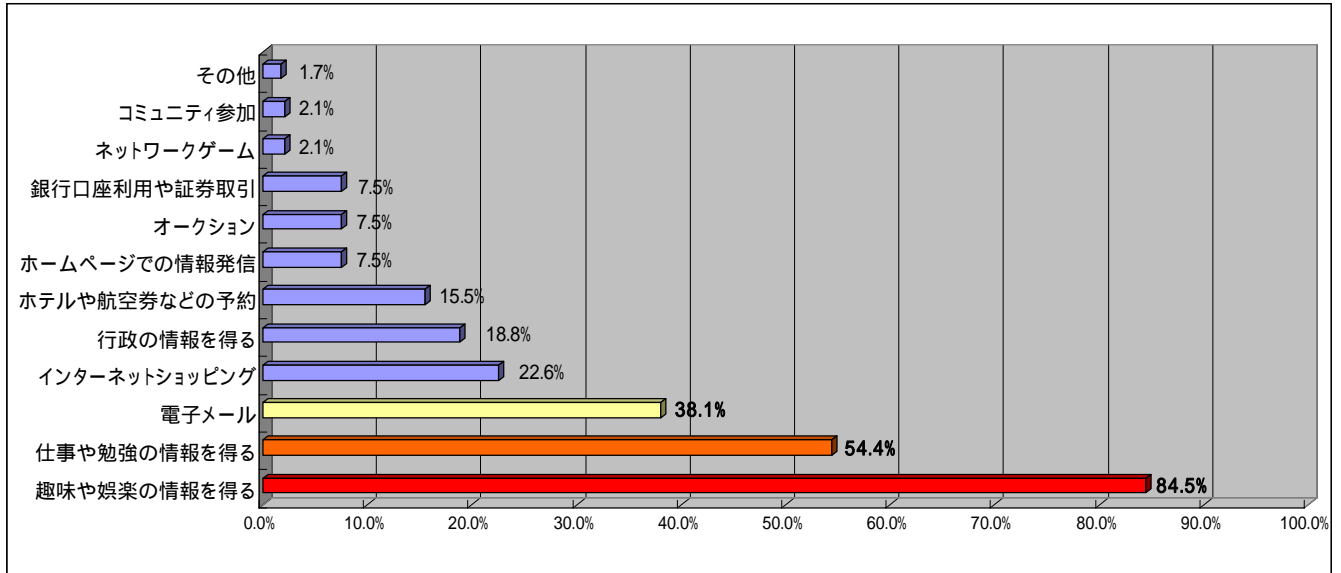


インターネットの利用場所

5. インターネットでの利用目的

利用目的は「趣味や娯楽の情報を得る」が 84.5%と 8 割を超えています。続いて「仕事や勉強の情報を得る」が 54.4%、「電子メール」が 38.1%となっています。

3つ選択

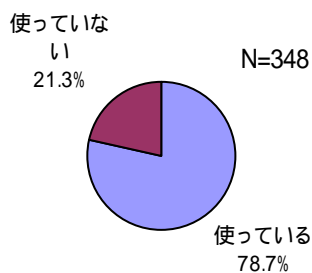


6. 携帯電話の利用状況

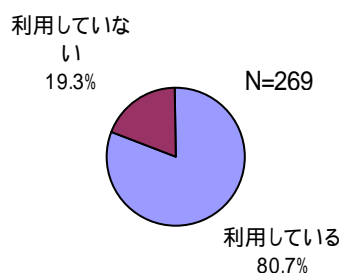
「使っている」が78.7%と約8割の方が使用しています。年代別に見てみると、10代から40代まではほとんどの人が使用していることがわかります。

またメールの利用では、携帯電話を使っていると答えた人の約8割の方が使用しています。

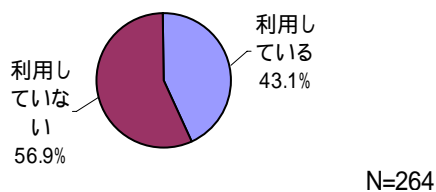
携帯電話でのインターネットの利用は、10代から30代の利用はありますが、40代以降になると少なくなる傾向です。年代が高くなるにつれ、電話以外の機能をあまり使用しないことがわかります。



携帯電話の利用状況



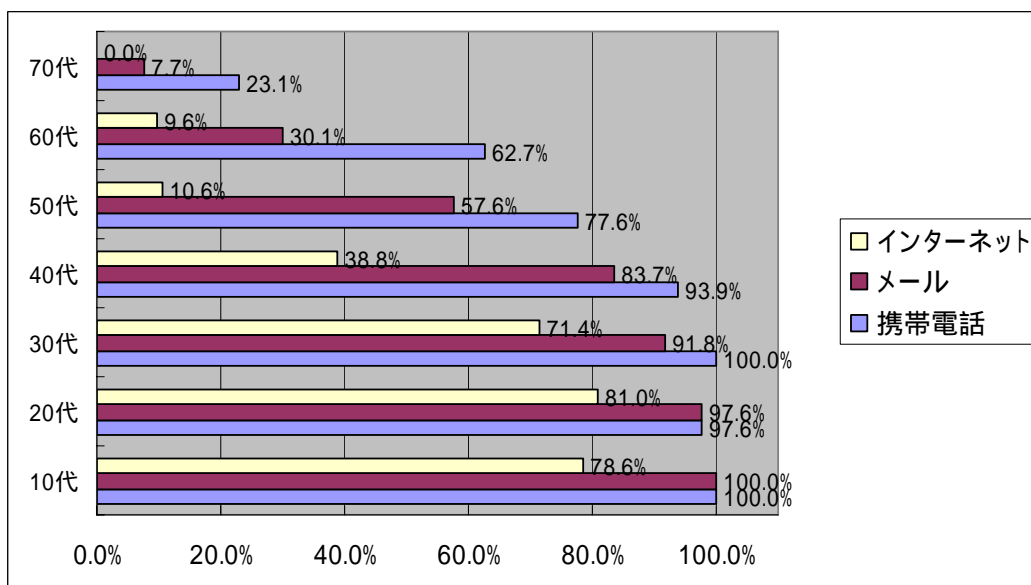
携帯メールの利用状況



N=264

携帯電話でのインターネットの利用状況

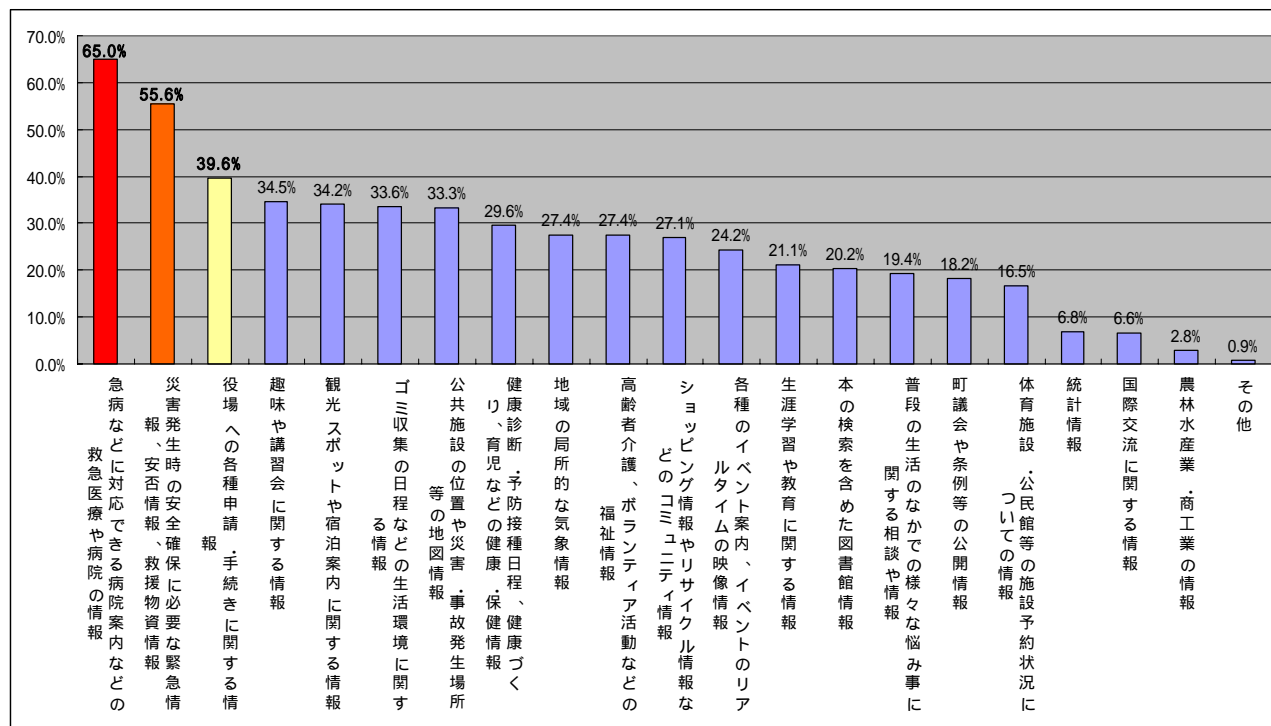
年代別 利用状況 (%)



愛川町からの情報提供について

1. 普段から必要としている情報

「病院案内などの救急医療や病院の情報」が 65.0%、「災害時の緊急情報、安否情報、救援物資情報」が 55.6%と 5 割を超えており、「役場への各種申請・手続きに関する情報」が 39.6%となっています。緊急時・災害時の情報が必要だと感じている人が多いことが分かります。



2. 情報の「現在の入手方法」、また「便利だと思う入手方法」

現在の入手方法では、「広報誌」が 64.1%、「新聞・雑誌」が 44.7%となっています。

便利だと思う入手方法では、「ホームページ」が 24.5%、「携帯電話での情報提供」が 16.2%となりました。

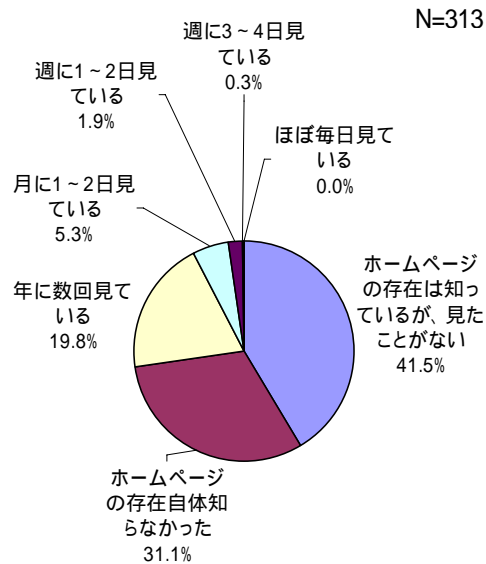
現在の入手方法では受け身な方法が多いですが、便利だと思う入手方法では自分から情報を入手する方法になっており、欲しいときに必要な情報を入手したいことが分かります。

情報の種類	現在入手している方法	便利だと思う方法
電話の音声サービスやFAX	9.1%	9.1%
ラジオ放送	17.1%	8.3%
テレビ	36.5%	15.1%
広報紙(広報あいかわ・お茶の間通信)	64.1%	20.5%
新聞・雑誌	44.7%	11.1%
ホームページ	22.5%	UP → 24.5%
公共施設に設置してあるパソコン	2.6%	UP → 5.1%
携帯電話での情報提供	10.0%	UP → 16.2%
インターネットメールマガジン	6.6%	UP → 10.5%
自治会の回覧板	47.3%	11.1%
その他	1.1%	0.9%

3. 愛川町ホームページの閲覧状況

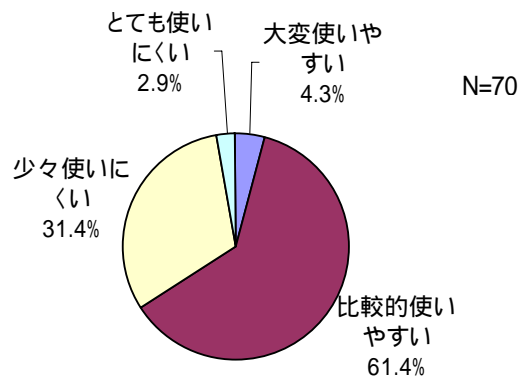
ホームページを見たことがある人は、全体の 27.3%となりました。

「年に数回見ている」が 19.8%、「月に1~2日見ている」が 5.3%、「週に1~2日見ている」が 1.9%、「週に3~4日見ている」が 0.3%、となっています。



4. ホームページの使い易さ

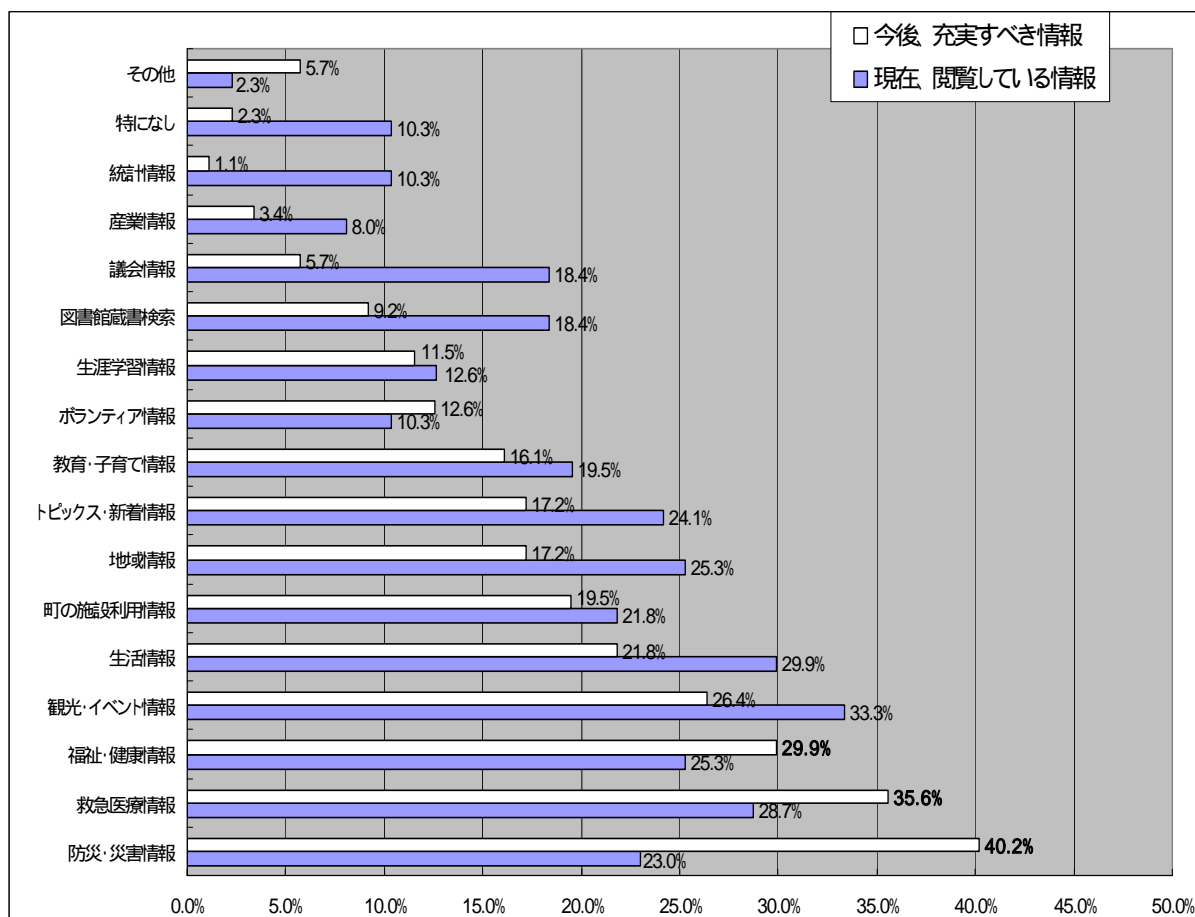
「大変使いやすい」が 4.3%、「比較的使いやすい」が 61.4%となっており、65.7%の人が使い易いと感じていることが分かります。



5. ホームページで「閲覧している情報」、また「今後充実すべき情報」

現在閲覧している情報は「観光・イベント情報」が33.3%、「生活情報」が29.9%となっています。

今後充実すべき情報では「防災・災害情報」が40.2%、「緊急医療情報」が35.6%、「福祉・健康情報」が29.9%となっており、「1. 普段から必要としている情報」と同じような項目があげられています。必要な項目=充実してほしい項目となっていることが分かります。



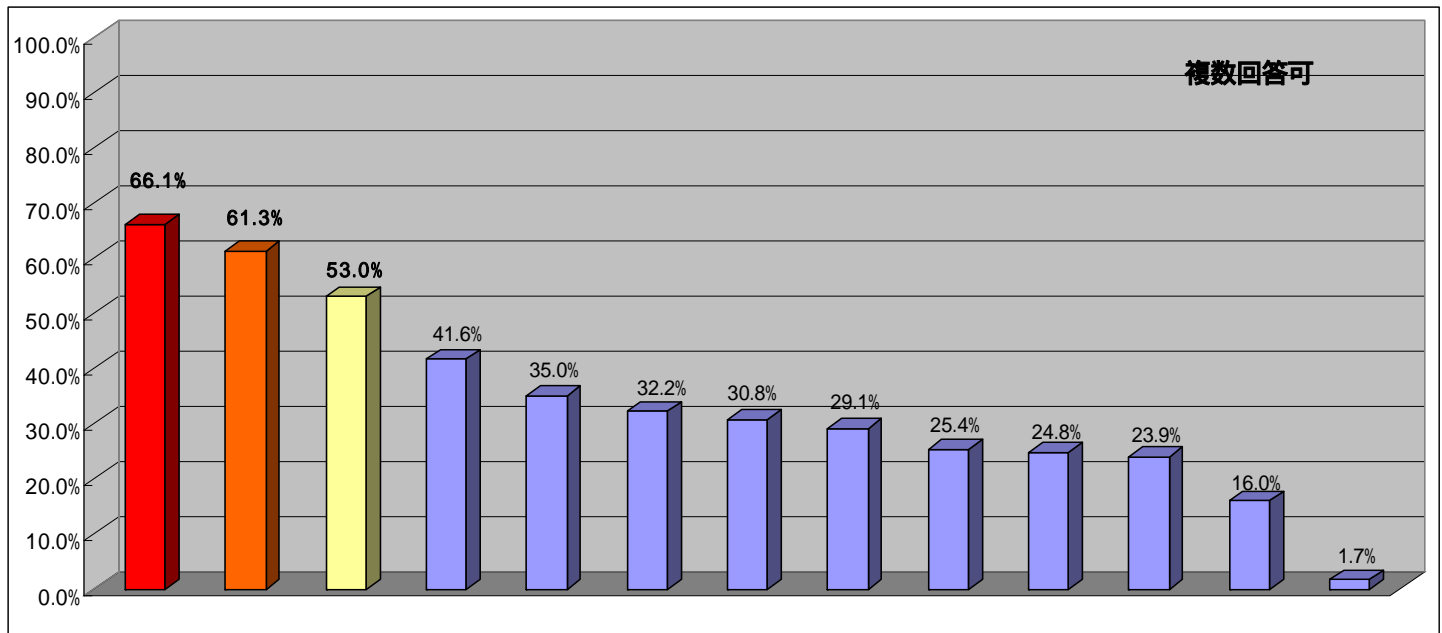
「閲覧している情報」複数回答可

「充実すべき情報」3つ選択

「IT 社会(情報化社会)」「電子自治体」について

1. 今後期待する情報化社会について

「災害発生時、家族や親戚・親友などと連絡がとれる」が 66.1%、「家に居ながら、医師の診断を受けたり、救急病院の案内・応急処置の仕方等の情報が得られる」が61.3%、「インターネットメールや携帯電話メールを使用し、防災情報・災害情報(避難勧告等)が配信される」が 53.0%と高い数字になっています。「外出先から電話を使用して、スイッチの操作や戸締りの確認ができる」が 41.6%など、生活が便利になることを期待している声もありますが、やはり緊急時・災害時に最適な行動がとれる様に、的確な情報が入手できることに期待していることが分かります。

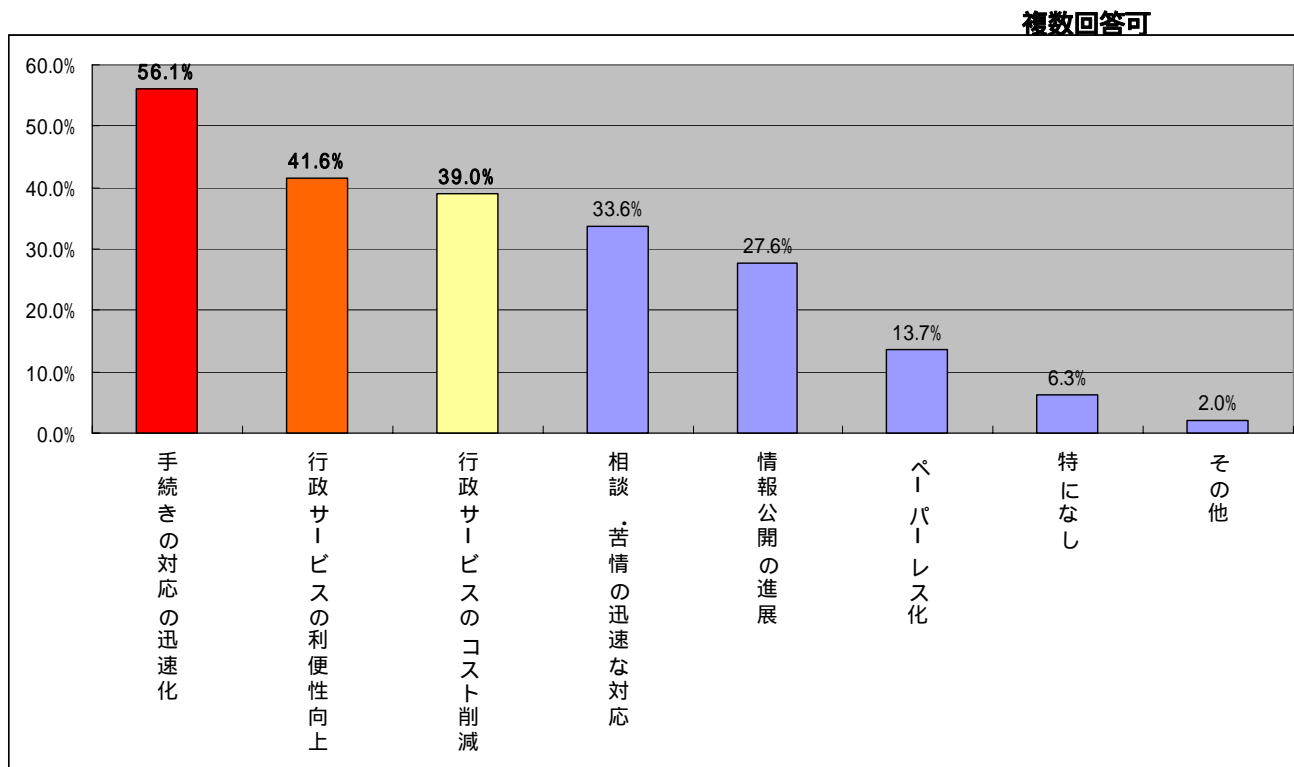


	災害発生時、家族や親戚・親友などと連絡がとれる	家に居ながら、医師の診断を受けたり、救急病院の案内・応急処置の仕方等の情報が得られる	インターネットメールや携帯電話メールを使用し、防災情報・災害情報(避難勧告等)が配信される	外出先から電話を使用して、スイッチの操作や戸締りの確認ができる	全国各地からでも、住民票や戸籍謄本等の証明書が申請できる	自分の興味のある分野の情報がほしい時にすぐ入手できる。又は定期的に情報が配信される	最寄りのコンビニや公共施設から様々な行政サービスが利用できる	家に居ながら、デパートや専門店の商品情報や価格を見ることができ、予約を行ったり商品注文をしたりするなど、様々な代金の自動振込みが出来る	誰もが自宅で様々な教育・学習プログラムで学習し教養を高めることができる	お年寄りや体の不自由な方がインターネット上で対話ができ、社会参加しやすくなる	家に居ながら、預貯金の残高照会ができる	ICカードを利用し、様々な行政福祉サービスを受けられる	特になし
10代	92.9%	50.0%	78.6%	50.0%	42.9%	64.3%	35.7%	28.6%	28.6%	50.0%	42.9%	7.1%	0%
20代	72.1%	44.2%	53.5%	51.2%	27.9%	39.5%	37.2%	30.2%	27.9%	25.6%	30.2%	18.6%	2.3%
30代	61.2%	53.1%	63.3%	44.9%	46.9%	40.8%	40.8%	46.9%	24.5%	20.4%	20.4%	8.2%	4.1%
40代	79.2%	63.3%	59.2%	51.0%	55.1%	38.8%	42.9%	38.8%	28.6%	24.0%	36.7%	20.4%	0%
50代	60.0%	70.6%	62.4%	34.1%	32.9%	30.6%	28.2%	28.2%	27.1%	24.7%	24.7%	25.9%	0%
60代	63.9%	65.1%	42.2%	39.8%	25.3%	19.3%	18.1%	16.9%	21.7%	24.1%	15.7%	10.8%	2.4%
70代	57.7%	69.2%	15.4%	30.8%	23.1%	23.1%	26.9%	19.2%	23.1%	23.1%	11.5%	7.7%	3.8%

50%以上

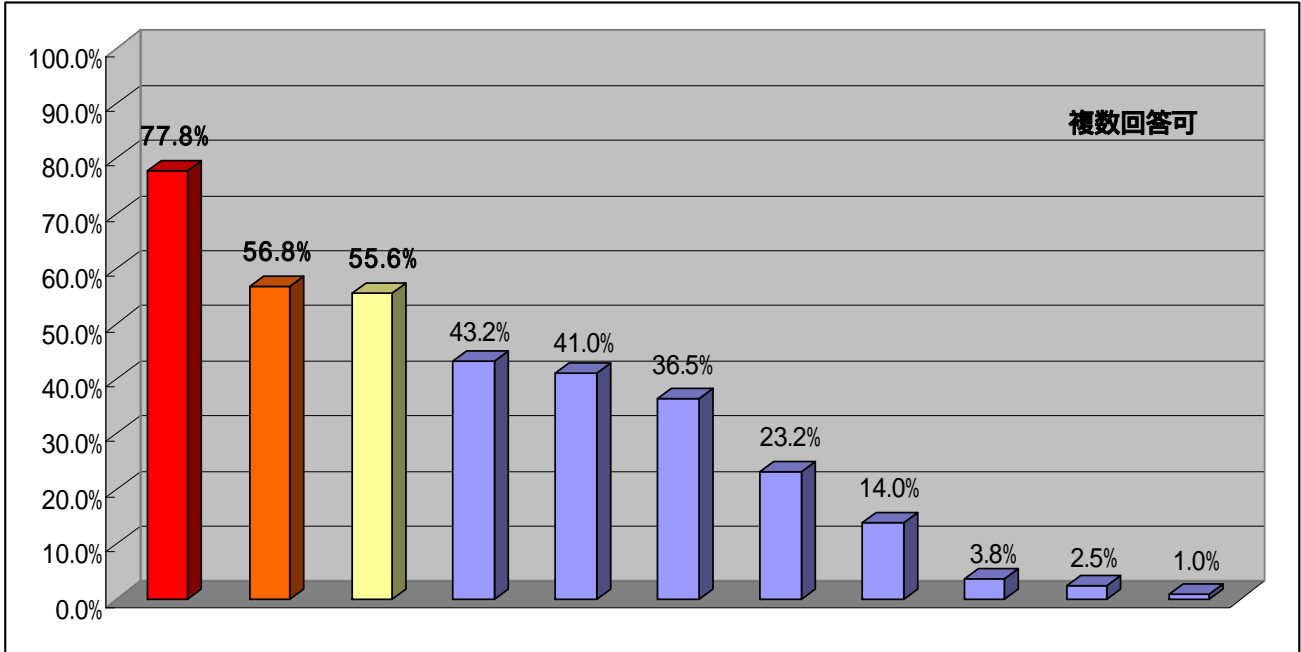
2. 今後期待する行政サービスについて

「手続きの対応の迅速化」が56.1%、「行政サービスの利便性向上」が41.6%、「行政サービスのコスト削減」が39.0%となりました。



3.ITの進展に対する不安

「プライバシーが侵害される(個人情報の漏えいなど)」が77.8%で、どの年代でも高い数値となっています。「パソコンやメールの扱いができない人は情報化から取り残される」が56.8%、「コンピュータ犯罪が発生し、社会的混乱がおこる」が55.6%など、今後の社会に対する不安の声も多くみられます。また、全体的に高い数値になっており、住民の不安を取り除く対策が不可欠となっています。



	プライバシーが侵害される(個人情報の漏えいなど)	パソコンやメールの扱いができない人は情報化から取り残される	コンピュータ犯罪が発生し、社会的混乱がおこる	人と人とのふれあいが少なくなる	情報が氾濫し、情報に振り回される	新しい機器の購入や通信料等の経済的負担が増える	情報通信技術の進展のスピードが速く対応できない	情報が大都市に集中し、地方との情報格差が広がる	わからない	不安はない(特に)	その他
10代	85.7%	71.4%	57.1%	78.6%	42.9%	42.9%	21.4%	35.7%	7.1%	0%	7.1%
20代	76.7%	48.8%	51.2%	27.9%	46.5%	25.6%	18.6%	23.3%	2.3%	2.3%	0%
30代	87.8%	51.0%	42.9%	18.4%	34.7%	42.9%	12.2%	16.3%	0%	0%	0%
40代	77.6%	59.2%	57.1%	44.9%	30.6%	34.7%	28.6%	16.3%	0%	2.0%	0%
50代	71.8%	54.1%	49.4%	48.2%	35.3%	32.9%	25.9%	5.9%	3.5%	1.2%	0%
60代	57.8%	45.8%	48.2%	39.8%	37.3%	27.7%	16.9%	6.0%	6.0%	4.8%	1.2%
70代	50.0%	46.2%	61.5%	68.8%	42.3%	38.5%	26.9%	15.4%	7.7%	3.8%	3.8%

50%以上

愛川町情報化推進委員会要綱

(設置)

第1条 本町における情報化施策の円滑な推進を図るため、庁内に情報化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政情報化に関する事項
- (2) 地域情報化に関する事項
- (3) 情報基盤運用管理に関する事項
- (4) その他情報化に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は助役を、副委員長は収入役及び総務部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、所掌事項の具体的な調査及び検討を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会は、別表第2に掲げる部会員をもって組織する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選任する。

5 専門部会において検討した事項は、委員会に報告しなければならない。

6 第4条第3項及び前条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第7条 委員会及び専門部会の庶務は、総務部行政推進課及び総務課において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月15日から施行する。

2 電子計算機利用研究委員会要綱(平成7年2月27日制定)は、廃止する。

3 愛川町電算化推進検討委員会設置要綱(平成8年8月1日制定)は、廃止する。

4 愛川町情報化推進計画研究部会設置要綱(平成12年4月1日制定)は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

助役 収入役 教育長 総務部長 民生部長 環境経済部長 建設部長 教育次長 消防長 総務課長 企画政策課長 行政推進課長 議会事務局長 水道事業所長
--

別表第2（第6条関係）

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	総務課・選挙管理委員会事務局	主 幹	染矢 敬一	
2	企画政策課・行政推進課	主 幹	柏木 徹	
3	管財契約課	主 幹	小笠原年洋	
4	税務課	主 幹	小島 幸雄	部会長
5	福祉課（半原・田代・高峰・中津・春日台・ 中津南保育園、かえでの家、ひまわりの家）	主 幹	大貫 博	
6	長寿課	主 幹	内藤 和男	
7	住民課（半原・中津出張所、愛川聖苑）	副主幹	渡邊ミチ江	
8	健康づくり課	主 幹	沼田 孝作	
9	環境課（美化プラント、衛生プラント）	主 幹	吉川 進	
10	農政課（改善センター）・農業委員 会事務局	主 幹	小宮 一美	
11	商工観光課	主 幹	志村 修	
12	道路課	主 幹	橋本 和明	
13	都市施設課	技 幹	井上 武雄	
14	下水道課	主 幹	大貫 啓司	
15	収入役室	主 幹	伊従 健二	
16	議会事務局	主 幹	相馬 真美	
17	監査委員事務局	主任主事	渡辺 友巳	
18	教育総務課	主 幹	佐藤 貴	
19	指導室・教育開発センター	副主幹	佐野 昌美	
20	生涯学習課（文化会館、半原・中津公 民館）	副主幹	澤村 建治	
21	スポーツ・文化振興課（第1号公園 体育館・田代運動公園・三増公園）	主 幹	近藤 史朗	
22	消防本部（消防署本署・半原分署）	主 幹	沼田 直己	
23	水道事業所	主 幹	大矢 秋夫	副部会長

推進計画策定経過

日付	項目	主な内容
平成17年6月	情報化推進計画の調査	情報化関連事業に関する庁内調査
7月14日	第1回情報化推進委員会 専門部会	情報化推進計画策定スケジュールについて 住民アンケートについて
7月19日	第1回情報化推進委員会	情報化推進計画策定スケジュールについて 住民アンケートについて
8月9日～ 10日	情報化推進計画調書の庁 内調査	情報化推進の個別事業について庁内調査
8月9日～ 31日	愛川町情報化に関する町 民アンケート	郵送による住民アンケート
8月16日	第2回情報化推進委員会 専門部会	情報化推進計画調書について 前回計画の実施状況について 今回策定計画のコンセプトについて
9月22日	第3回情報化推進委員会 専門部会	住民アンケートの結果について 情報化推進計画（概要案）について
10月11日	行政経営会議・政策調整 合同会議	住民アンケートの結果について
11月4日	第4回情報化推進委員会 専門部会	情報化推進計画（案）について
11月10日	第2回情報化推進委員会	情報化推進計画（案）について
11月14日	政策調整会議	情報化推進計画（案）の公表について
12月9日～ 平成18年1月 5日	情報化推進計画（案）の 町民意見募集	情報化推進計画（案）をホームページ及び出 先機関等で公開し、住民から意見募集
2月21日	行政経営会議	情報化推進計画について

用語解説

	用語	意味
あ	ISDN (アイエスディーエヌ)	Integrated Services Digital Network の略。統合デジタル通信網と訳される。デジタル回線による電話サービスで、安定したデータ転送が可能。
	IT (アイティー)	Information Technology の略。コンピュータやデータ通信(特にインターネット)に関する技術を総称的に表す用語。直訳すると「情報技術」であるが、「情報通信技術」と訳されることが多い。
	ICT (アイシーティー)	インターネットや携帯電話等の情報通信技術をあらわす言葉として「IT」の語が広く普及し、米国や韓国でも同じ語が使用されている。一方、国際的には、欧州や中南米、アジアの各国及び各種国際機関において、情報通信技術として「ICT」の語が広く定着しており、これは Information & Communications Technology の略である。
	アウトソーシング 【outsourcing】	直訳すると「外部の供給源の活用」であるが、一般的には業務で必要となる機能の一部を外部の企業で実現することをさす。インターネットの普及によっていろいろな通信サービスが利用可能になったことや、コスト削減が大きく求められるようになったことなどから、重要性が高まっている。
	アクセシビリティ 【accessibility】	情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、高齢者や障害者などハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。accessibility とは「受け入れられやすさ」という意味の英単語である。
	アプリケーションソフト 【application software】	文書の作成、数値計算など、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア。「応用ソフト」とも呼ばれ、どのソフトウェアにも共通する基本的な機能をまとめた OS(基本ソフト)に、ユーザが必要とするものを組み込んで利用する。 代表的なアプリケーションソフトには、ワープロソフトや表計算ソフト、データベースソフトなどがある。企業で使われる財務会計ソフトや人事管理ソフト、在庫管理ソフトなどもアプリケーションソフトの一種である。
	インターネット 【Internet】	通信プロトコルを用いて全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。 もともとは冷戦時代に、アメリカ国防総省が北米地域の軍事施設や大学のコンピュータ同士を接続したのが始まり。本来は専用の回線がないとアクセスできないインターネットに、一般の電話回線からアクセスできるようにしたことで、爆発的に普及した。これを可能にしたのが、インターネットサービスプロバイダ(略されてプロバイダ)である。
	インターネットバンキング 【Internet banking】	コンピュータを使ってインターネット経由で銀行などの金融機関のサービスを利用すること。「ネットバンキング」「オンラインバンキング」などとも呼ばれる。 預金の残高照会、入出金照会、口座振り込み、振り替えなど、ATM で対応しているサービスが利用可能なほか、複数口座の一括管理や電子メールによる相談などが利用可能な銀行もある。最近では、携帯電話のインターネット接続機能を使う「モバ

		イルバンキング」サービスも登場している。
	ウイルス	「コンピュータウイルス」の項を参照。
	A S P (エーエスピー)	Application Service Provider の略。ビジネス用のアプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客にレンタルする事業者のこと。 ユーザは Web ブラウザを使って、ASP の保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用する。 L G W A N においても、サービス提供の許可を受けた A S P 事業者が増加している。
	A T M (エーティーエム)	Automated Teller Machine の略。現金自動預け払い機。金融機関の預貯金データベースの端末。自動窓口機と呼ばれることもある。 ATM は、預貯金の預け入れ・払い出し・残高の確認・通帳記入・振込みの機能を持ち、現金、預金通帳、キャッシュカードを出し入れする口と、認証と操作のためのインターフェース(画面表示、操作ボタンなど)を持つ。
	A D S L (エイディーエスエル)	Asymmetric Digital Subscriber Line の略。電話局から各家庭や事業所まで引かれている、銅線の加入者電話回線を利用して、数 M ~ 十数 Mbps の高速データ通信を可能にする通信方式。 電話の音声を伝えるのには使わない高い周波数帯を使ってデータ通信を行なう。電気信号の劣化が激しいため、電話線の長さがおよそ 6 ~ 7km までに限られ、実際の通信速度は回線の距離や質に大きく影響される。既に一般家庭に広く普及している電話線を使うために手間がかからず、しかも低廉で高速なインターネット接続環境を提供できる技術として急速に普及した。
	F A Q (エフエイキュー)	Frequently Asked Question の略。「頻繁に尋ねられる質問」。多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめ用意しておくことがある。この Q&A 集のことを FAQ という。
	N P O (エヌピーオー)	地域のニーズや社会問題を解決しようと活動する市民団体などをさす。行政や企業と異なる立場からサービス提供するなど、新しい社会組織の一つとして活動が活性化している。無償ボランティアも含まれるが、しっかりした活動のために有給の常勤スタッフを抱えるところが多く、「非営利」は利益をスタッフで分配しないという意味に解されている。
	L G W A N (エルジーワン)	「総合行政ネットワーク」の項を参照
	オンデマンド 【on demand】	ユーザの要求があった時にサービスを提供する方式。インターネット上のデータ配信は、ほとんどがオンデマンドで行われている。 これに対し、例えばテレビ放送は、いつどの番組を流すかは視聴者の意向や要求とは関係なく決められるため、オンデマンドとは言えない。
か	改ざん	ネットワークを通じてコンピュータに侵入し、Web ページやアクセスログなどの情報を管理者の許可を得ずに書き換える行為。サーバの設定の不備やセキュリティホールの修正し忘れなどが主な被害原因。
	共同アウトソーシング	地方公共団体が提供する住民サービス業務及び内部管理業務を、複数の地方公共

		団体で標準化し電子化した上で、共同して民間事業者に外部委託すること。
	クライアントサーバシステム 【CSS : Client Server System】	分散型コンピュータシステムの一つ。プリンタ、モデムなどのハードウェア資源や、アプリケーションソフト、データベースなどの情報資源を集中管理する「サーバ」と呼ばれるコンピュータと、サーバの管理する資源を利用するコンピュータ(クライアントと呼ばれる)が接続されたコンピュータネットワークのこと。
	グループウェア 【groupware】	企業内 LAN を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。 代表的なグループウェアの機能としては、電子会議室、ドキュメントデータベース、電子メール、ワークフロー管理、スケジュール管理などがある。
	公的個人認証 (J P K I) サービス	都道府県知事と市区町村長が連携し、利用者に電子証明書等を交付するサービス。ネット社会の課題 (成りすまし、改ざん、送信否認など) を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する、電子政府・電子自治体の基盤。
	個人情報保護条例	自治体が制定する、個人情報の保護に関する条例。 多くの場合、保護の対象としているのは行政が扱う電子化された住民データで、職員や外注先企業などが横流しや漏洩を行なうことを防止する目的で制定されている。
	個人情報保護法	正式名称は“個人情報の保護に関する法律”で、平成 17 年 4 月 1 日に全面施行された法律。インターネットや IT の普及により、名前や住所、購買履歴などの個人に関する情報をやり取りする機会が増えたことを背景に、国や行政機関、および民間企業などが個人情報を収集・管理する際に目的を明示すること、目的外の情報の取り扱いを禁止すること、集めた個人情報の管理を徹底すること、本人の同意無しに第三者に提供しないこと、ならびに違反した場合の罰則などを定めている。
	個人認証、組織認証	インターネット上で個人や法人を証明するための方法や技術。実社会の印鑑証明の仕組みに該当。インターネット上での認証を電子認証という。
	コンテンツ 【Contents】	「内容」を意味し、たとえば雑誌や書籍では、目次のことをコンテンツという。マルチメディアやインターネット用語として使われるときも、広い意味での「内容」をさしている。おおまかには、ウェブページなどに書かれている文章や表示されている画像、そのほかすべてをさしてコンテンツという。
	コンピュータウイルス 【computer virus】	他人のコンピュータに勝手に入り込んで悪さをするプログラム。画面表示をでたらめにしたり、無意味な単語を表示したり、ディスクに保存されているファイルを破壊したりする。ウイルスはインターネットからダウンロードしたファイルや、他人から借りたフロッピーディスクなどを通じて感染する。電子メールを介して感染するタイプのウイルス(ワーム)もある。大抵は使用者の知らないうちに感染する。またウイルスに感染したことに気づかずにコンピュータを使用し続けると、他のコンピュータにウイルスを移す危険性もある。
さ	G I S (ジーアイエス)	Geographic Information System の略で地理情報システムのこと。デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータを、統合的に扱う情報システム。

		<p>地図データと他のデータを相互に関連づけたデータベースと、それらの情報の検索や解析、表示などを行なうソフトウェアから構成される。データは地図上に表示されるので、解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができる。</p> <p>統合型GISは、庁内LAN等のネットワーク環境の下で、庁内で共用できる空間データを「共用空間データ」として一元的に整備・管理し、各部署において活用する庁内横断的システム。</p>
	住民基本台帳カード	<p>住民基本台帳ネットワークシステムでの本人確認に利用するICカード。</p> <p>住民基本台帳カードは住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)の追加サービスとして平成15年8月から発行が開始されたもので、希望する個人に交付される。公的な身分証明として使えるほか、証明書自動交付機で住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を受けたり、公共施設の予約等を行ったり、公的個人認証サービスの電子証明書や秘密鍵などを保存したりすることができる。ただし、提供されるサービスは市町村によって異なる。</p>
	住民基本台帳ネットワーク (住基ネット)	<p>各地方自治体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピュータネットワークを介して共有するシステム。</p> <p>すべての国民の住民票に11桁のコード番号をつけて一元的に管理することにより、行政サービスの合理化の推進や住民サービスの向上がはかれるとされている。また、「4情報」(氏名・性別・生年月日・住所)と住民票コードにより、全国共通の本人確認が可能となる。</p> <p>国民の個人情報は、市町村と都道府県、および総務大臣指定の情報処理機関である財団法人地方自治情報センターがそれぞれ設置・運用するサーバに保存される。すべてのサーバは閉じられた専用の回線網で相互に結ばれ、自治体や政府機関が必要に応じて利用したり、転居などの際に情報を交換したりする。</p>
	情報リテラシー 【information literacy】	<p>情報を使いこなす能力のこと。</p> <p>体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能の集合である。</p>
	セキュリティ 【security】	<p>コンピュータシステムの安全を守ること全般を指す。人的な破壊行為や事故からデータを守るとともに、データの内容を不正に利用されないようにすることを含む。</p>
	セキュリティ監査	<p>独立かつ専門的知識を有する専門家が、政府や地方公共団体、企業等の情報セキュリティ対策について、客観的に評価を行う手法。</p>
	セキュリティポリシー 【security policy】	<p>組織内の情報セキュリティに関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを含む。セキュリティポリシーを策定することにより、責任の所在が明らかになり、判断基準や実施すべき対策が明確になる。職員のセキュリティに対する意識が向上したり、対外的なイメージや信頼性が向上するといったメリットもある。</p>
	総合行政ネットワーク(LGWAN)	<p>地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。</p> <p>LGWANは、地方自治体間のコミュニケーションの円滑化や情報共有、行政事務の効</p>

		<p>率化、アプリケーションの共同利用などによる重複投資の抑制などを旨し、平成13年に創設された。</p> <p>住民からの申請・届出の受付や、公共施設の空き状況の確認・予約受付など、どの自治体でも必要となるネットワークアプリケーションについては、自治体が共同で費用を負担して開発し、LGWANを通してASPの形で共同利用することで、経費を節減することが構想されている。</p>
	組織認証基盤	<p>地方公共団体が住民・企業等との間で実施する申請・届出等の手続き、あるいは地方公共団体間の文書のやり取りを電子的に行う場合において、作成する電子文書等の内容が改ざんされていないかを確認するための仕組み。</p>
た	知的所有権	<p>知的活動によって生み出された創作物の作者が、勝手にそれを使用されない権利。知的所有権には、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等があり、これらは法律によって保護されている。</p>
	庁内LAN	<p>行政機関の本庁舎や出先機関を同軸ケーブルや光ファイバー等で結び、コンピュータやプリンタ等を接続し、データをやり取りする総合的な情報通信ネットワーク。</p>
	データベース 【database】	<p>複数のアプリケーションソフトまたはユーザによって共有されるデータの集合のこと。また、その管理システムを含める場合もある。データの集まりを表の形で表現するものが主流。</p>
	デジタルデバイド 【digital divide】	<p>パソコンやインターネットなどの情報技術（IT）を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差。個人間の格差の他に、国家間、地域間の格差を指す場合もある。</p>
	電子決済	<p>現金を用いずに電子的にデータを交換することにより商品の代価を支払うこと。あるいは、そのためのシステム。</p> <p>広義にはオンラインバンキングによる振込みや、クレジットカード番号をインターネットで送信するカード決済なども含まれるが、狭義には、電子マネーのように新たに開発された電子的な決済システムのことを指す。</p>
	電子決裁	<p>書類の起案、決裁業務を電子化し、パソコン上で事務処理を行うようにすること。申請者は、決められた書式によりパソコン上から書類を作成し、決裁者はその内容をパソコン上で参照し、承認を行うことができる。事務処理の迅速化や効率化、省資源化が図られる。</p>
	電子商取引	<p>インターネットなどのネットワークを利用して、契約や決済などを行なう取引形態。従来から企業間の取引の一部は電子化されていたが、インターネットが一般消費者に普及するにつれて、消費者を直接対象にした電子商取引サービスが急激に成長している。</p>
	電子申告	<p>インターネット等のネットワークを利用し、税務申告を電子的に行うもの。</p>
	電子申請	<p>インターネット等のネットワークを利用し、国・地方公共団体への申請・届出等を電子的に可能にしようとするもの。</p>
	電子政府・電子自治体	<p>コンピュータやネットワークなどのITを行政のあらゆる分野に活用することにより、国民、企業の事務等に係る負担軽減や利便性の向上、行政事務の簡素・効率化を図り、効果的な政府・自治体を実現しようとするもの。</p>

	電子タグ	ICチップとアンテナで構成され、電波を用いてICチップに格納された識別データや履歴情報等の読み取りが可能であり、書き込みが可能なものもある。
	電子入札	国や地方自治体が発注する工事などの入札手続をインターネット上で行なうシステム。
	電子メール	コンピュータネットワークを通じて文字メッセージを交換するシステム。文字メッセージ以外にも、画像データやプログラムなどを送受信できるものもある。パソコン通信や企業内ネットワークなどで提供されていたサービスだが、近年ではインターネットの普及に伴い、インターネット上のメールシステムと互換性のあるものに統一されつつある。インターネットメールのことを特に「e-mail」と呼ぶ場合がある。
な	なりすまし	他人のユーザIDやパスワードを盗用し、その人のふりをしてネットワーク上で活動すること。本来その人しか見ることができない機密情報を盗み出したり、悪事をはたらいてその人のせいにしたりする。
	ネットショッピング 【net shopping】	インターネット上に開設した店舗を利用して買い物をする。
	ネットワーク 【network】	2台以上のコンピュータを接続し、お互いに情報を交換できるようにした「コンピュータネットワーク」のこと、ネットワークのなかには比較的近い距離をつないだLANと、離れた場所を結ぶWANがある。
は	光ケーブル 光ファイバー	<p>ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光をスムーズに通せる通信ケーブル。</p> <p>光ファイバーケーブルは、電気信号を流して通信するメタルケーブルと比べて信号の減衰が少なく、超長距離でのデータ通信が可能である。また、電気信号と比べて光信号の漏れは遮断しやすいため、光ファイバーを大量に束ねても相互に干渉しないという特長もある。</p> <p>光ファイバーで実現できる通信速度は従来のメタルケーブルと比べて段違いに速く、さらなる高速化を目指した研究が盛んになっている。</p>
	非接触ICカード	<p>カードの内部にアンテナを持ち、外部の端末が発信する弱い電波を利用してデータを送受信するICカード。</p> <p>鉄道・バスのプリペイドカードとして世界的に採用されているほか、企業の社員証などに採用される例が増えている。</p> <p>接触式ICカードと違って読み取り端末に接触させなくても処理が可能のため、振動やほこりが多い環境での運用に適している。また、カードを抜き差しする手間がないため、高速な処理が必要な鉄道・バスの決済処理には非接触式カードが使われている。</p>
	ファイルサーバ 【file server】	自身の管理している記憶装置をネットワーク上の他のコンピュータと共有し、外部から利用できるようにするコンピュータ。ファイルサーバ上にあるファイルは、許可されている他のコンピュータから読みこんだり書きこんだりできるため、データの一括管理が可能になる。
	不正アクセス	あるコンピュータへの正規のアクセス権を持たない人が、ソフトウェアの不具合

		などを悪用してアクセス権を取得し、不正にコンピュータを利用する、あるいは試みること。
	ブロードバンド 【broadband】	高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。光ファイバーやCATV、xDSLなどの有線通信技術や無線通信技術を用いて実現される、概ね500kbps以上の通信回線がブロードバンドである。
	ホームページ 【home page】	本来はインターネットブラウザを立ち上げたときに、初めに表示されるように設定されたウェブページのこと。しかし、日本ではインターネットが普及するにつれ、ウェブページすべてをホームページと呼ぶ傾向になってきている。
ま	マルチペイメント	金融機関と収納機関をネットワークで結ぶことによって、利用者がパソコン、携帯電話、ATMなどの様々なチャネルを利用して、公共料金や税金の支払いを24時間いつでも、どこからでも行うことを可能にすること。
	メールマガジン 【mail magazine】	電子メールを利用して発行される雑誌。発行者が購読者に定期的にメールで情報を届けるシステムのこと。発行元に自分のメールアドレスを登録することによって、次回発行時から届くようになる。
や	ユーザビリティ 【usability】	ソフトウェアやWebサイトの「使いやすさ」のこと。様々な機能になるべく簡単な操作でアクセスできることや、使っていてストレスや戸惑いを感じないことなどが、優れたユーザビリティにつながる。ソフトウェアの使用感を指すことが多いが、広くハードウェアまで含めた工業製品全般に対して使う場合もある。
	ユニバーサルデザイン 【universal design】	あらゆる人が利用できることを前提に考案して作られる製品や建物、環境などのこと。
	ユビキタス 【ubiquitous】	ユビキタスは、ラテン語で「いたるところにある」や「どこにでもあたりまえにある」という意味。ユビキタスなネットワークとは、24時間どこにいても利用可能なネットワークのこと。
ら	L A N (ラン)	Local Area Networkの略。構内情報通信網。オフィス内、ビル内など比較的狭い範囲に設置されたコンピュータ同士を接続してデータをやり取りしたり、プリンタなどの周辺機器を共有できるようにするネットワークシステム。

発行日 / 平成18年3月

発行 / 愛川町

〒243 - 0392 愛川町角田251 - 1

TEL 046 - 285 - 2111

e-mail gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp

編集 / 総務部行政推進課情報統計班

協力 / 株式会社 ワイイーシーソリューションズ
